

神奈川県立近代美術館新館（仮称）
施設整備等事業実施方針等に関する質問への回答

平成 12 年 9 月 8 日

神奈川県

凡 例

- ・平成 12 年 8 月 10 日から 8 月 15 日に受け付けた、神奈川県立近代美術館新館(仮称)施設整備等**事業実施方針等に関する質問**への回答を、実施方針、業務概要、業務要求水準書（案）の項目順に整理して記述してあります。
- ・回答は、現時点の考えを示したものであり、意見招請等により変更する可能性があります。最終的には、入札公告時に確定します。

実施方針等に関する質問回答

目次

1 . 実施方針 Q&A.....	1
2 . 業務概要 Q&A.....	44
3 . 業務要求水準書（案）Q&A	46

1. 実施方針Q&A

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般				設計図全般に対する質疑及び業務要求水準書と設計図との整合性についての質疑はどこにお伺いすればよろしいか。	実施方針及び付属資料に関するQ & Aのなかで受け付けました。また、入札説明書に関するQ & Aのなかでも受け付けます。
2	全般				設計図書に関する説明会、もしくは質疑の機会を設けることは想定されていますか。	入札説明書に関するQ & Aのなかで受け付けます。
3	全般				鎌倉館の維持管理・美術館支援業務について、現在、県において外部業者に委託している業務があれば、その業務内容と業者名を御提示いただきたい。	入札公告時にお示しします。
4	全般				鎌倉館の年間来場者数（月別）について、過去5ヶ年程度の実績を、御提示いただきたい。また、葉山新館の年間来場者数は、どの程度と想定されているのですか。	過去5年の入館者数は、平成7年度が138千人、平成8年度が140千人、平成9年度が95千人、平成10年度が78千人、平成11年度が113千人です。また、平成11年度における各月の入場者数は、4月9.9千人、5月9.5千人、6月14.2千人、7月7.7千人、8月16.9千人、9月5.7千人、10月8.4千人、11月10.2千人、12月4.0千人、1月7.3千人、2月7.9千人、3月11.5千人です。葉山新館の年間入場者数は、平年度化した時点で、年間15万人程度と想定しています。
5	全般				本事業の応募提案のための提案様式が提示されていませんが、本事業では、提案様式は、応募者の自由裁量によるものと解釈してよろしいでしょうか？それとも、これから提案様式が示される予定があるのでしょうか？予定があるなら、いつ頃になるのでしょうか？	提案様式は入札公告時に示します。
6	全般				新館施設計画を策定された折り、県が想定した葉山新館への来訪者数は提示していただけるのでしょうか。	平年度化した時点で、年間15万人程度と想定しています。
7	全般				葉山新館の開業後、運営に携わる県の配置予定職員数は提示していただけるのでしょうか。また施設計画時に県が想定した委託予定職員数も提示していただけるのでしょうか。	新館開業後における県職員の人員配置については、開館時まで未定です。委託予定人員数はお示しいたしません。県の要求水準を満たす人員を御提案ください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
8		鎌倉館			レストラン、駐車料金、消耗品等の検討資料とするため、鎌倉館（本館及び別館）の年間及び月間の入場者数を教えてください。	平成11年度における年間入場者数は、約113千人です。各月の入場者数は、4月9.9千人、5月9.5千人、6月14.2千人、7月7.7千人、8月16.9千人、9月5.7千人、10月8.4千人、11月10.2千人、12月4.0千人、1月7.3千人、2月7.9千人、3月11.5千人です。
9		鎌倉館			説明会にて口頭で説明された、設備関係についてリストとして提供をお願いしたい。維持管理費を試算するにあたって必要な事項であり、リスト提供がされない場合には、元施工者等、従前からの関係者が圧倒的な優位となり、PFI事業としての公平性が保たれないと思われる。	入札公告時にお示しします。
10		鎌倉館			鎌倉館（本館）は将来的に文化財指定されることはあるのでしょうか。	将来的に文化財に指定されるかどうかは不明です。
11	1				既存の県立近代美術館の来館者数及び年齢・性別等のアウトラインが判明していましたら、お教え願います。	過去5年の入館者数は、平成7年度が138千人、平成8年度が140千人、平成9年度が95千人、平成10年度が78千人、平成11年度が113千人です。過去のアンケートによれば、入館者のうち、男性が約45%、女性が約55%となっています。年齢は、展覧会にもよりますが、20歳代を中心に、60歳代まで幅広く利用されています。
12	3	1	(1)	4)	「これまでの高い企画力を受け継ぎ...」とあるが、過去の高い企画を具体的にお教えください。	過去に実施された展覧会の実績は、過去の展覧会活動、実績ならびに作品収集活動の実際、展覧会方針、収集方針などを記録した「展覧会総目録1951-1981」のほか、「40年の歩み」、「年報」等を刊行していますので、参照してください。目録・歩みについては近代美術館で有償頒布しております。年報については部数に限りはありますが、同館で無償頒布可能です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
13	3	1	(1)	6)	「展覧会の企画・開催、美術作品の収集・保管等の公立美術館としての運営業務は、従来とおり県が行う」とあるが、運営業務の範囲、責任と権限を、PFI事業者の「事業の範囲」と少なくとも同等以上の具体性をもって、この質問書の回答として明示して頂きたい。（これがないと、後述のリスク分担表の理解が難しい。）	県が直接実施する業務は、「神奈川県立近代美術館の業務概要」の「県が直接実施する美術館業務」に記載したとおりです。例えば、展示会準備・後片付け作業中の美術品の盗難・破損は県の責任、展示中の美術品の盗難・破損は事業者の責任となっています。御意見・御質問がある場合は、意見招請及び入札公告時に御意見・御質問をお寄せください。
14	3	1	(1)	4)	「生涯学習時代にふさわしい機能を備えた美術館」とありますが、具体的にどのようなイメージなのでしょう。	美術図書閲覧室や展覧会の一環として行う講堂でのレクチャ - 等、県民の多様なライフスタイルに応じた活発な学習活動が行われるような美術館を目指しています。
15	3	1	(1)	6)キ	葉山新館は、業務期間終了後、県に施設を無償譲渡するとあるが、これを建物譲渡特約付き定期借地権契約と構成する、或いは有償譲渡とすることは考えられないかを御教示頂きたい。	有償譲渡は考えておりません。法的には、県は事業期間中施設を賃借し、事業期間終了後、PFI事業者から無償にて所有権の移転を受けますので、建物譲渡特約付定期借地権契約という法的構成は考えておりません。
16	3				【6】事業の範囲】中に『美術館支援業務（30年間）』とありますが、美術情報システムについても同様でしょうか？また、定期的にコンピュータの見直し（リプレース）を実施し、それにあわせソフトウェアの見直しを検討し、これらの作業費用も事業費に含めるのでしょうか？	御質問のとおりです。通常の使用に耐え得る範囲でのコンピュータ及びそれにあわせソフトウェアの見直しは事業者の負担となります。定期的な「バ - ジョアップ」については、県の負担となります。
17	3				事業者の業務として「近代美術館葉山新館を建設・所有し...」とあり、また、実施方針40ページの美術情報システム整備に関して「全て事業者の所有とし...」とあります。事業者としてSPCを設立する場合、本PFI事業を行う為の設備・備品をSPCがリース会社からリースすることを否定しないものであると理解してよろしいでしょうか。（建物についてはSPC所有で問題ないと考えます。）具体的には、美術情報システム、レストランの備品設備、ミュージアムショップの備品設備などが挙げられると思いますが、これらについては合理的な理由があり、且つ県に不利益がなければ、SPCがリースを利用することは何ら問題がないと考えます。	設備・備品についてSPCがリース会社からリースすることを否定するものではありませんが、譲渡時のリース物件の取扱いについては、条件規定書でお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
18	4	1	(1)	6)イ	<p>新館では「建築物保守管理業務（修理業務を含む）」となっているが、「サービスの対価」における修理費用の支払いは、30年間の総額を均して毎年同額とする、あるいは年度計画に従って発生する修繕費を支払う（毎年変動する）とするのか。（県はSPCを想定した事業スキームを念頭におかれているが、この方式の場合に修繕が発生しない年はSPCに利益が計上され、現行の税制では修繕引当金の適用が極めて限定されている為に法人税等を支払うことになる。PFI事業の法人税が非課税にならない限り、実質の修繕費を確保する為に割増してサービスの対価を請求せざるを得ないので、そのような方式を望む。）</p>	<p>サービスの対価の支払い方法については意見招請を踏まえ決定し、入札公告時に入札説明書においてお示しします。</p>
19	4	1	(1)	6)	<p>美術館支援業務の内、「新館喫茶・レストラン・新館ミュージアムショップ・新館駐車場は事業者が当該収益により独立採算とする」とありますが、神奈川県におかれましては過去運営してこられた美術館内の喫茶・レストラン・ミュージアムショップ・駐車場の、過去数年にわたる経営状況（損益・採算状況）等に係る資料を民間事業者が独立採算で運営を検討するための参考資料として公開していただけますか。</p>	<p>鎌倉館については、施設が狭いところから、これまでミュージアムショップ・駐車場の運営実績はありません。また、喫茶は極めて小規模でありますので、比較の対象とはなりません。</p>
20	4	1	(1)	6)ウ	<p>神奈川県におかれまして過去運営してこられた美術館内の喫茶・レストラン・ミュージアムショップ・駐車場の、過去数年にわたる経営状況（損益・採算状況）等に係る資料を公開していただけない場合、同運営業務を民間の独立採算で行うと設定された背景および理由を教えてくださいませんか。</p>	<p>鎌倉館については、施設が狭いところから、これまでミュージアムショップ・駐車場の運営実績はありません。また、喫茶は極めて小規模でありますので、比較の対象とはなりません。独立採算で行うと設定した背景は、民間のノウハウが発揮できる分野であり、事業の創意工夫により運営や施設内容についてより効率的な提案が期待される業務であると考えているためです。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
21	4	1	(1)	6)	県が実施する展示会・開催、美術品の収集・保管等の公立美術館としての運営業務を具体的に教えて下さい。過去実施されている展示会等の実績をお示し下さい。また、館長、副館長、学芸員等現況の運営人員を提示下さい。(今後人員の変更を考えているのでしょうか。)	県が直接実施する業務は、「神奈川県立近代美術館の業務概要」の「県が直接実施する美術館業務」に記載したとおりです。過去に実施された展示会の実績は、過去の展示会活動、実績ならびに作品収集活動の実際、展示会方針、収集方針などを記録した「展示会総目録1951-1981」のほか、「40年の歩み」、「年報」等を刊行していますので、参照してください。目録及び歩みは近代美術館で有償頒布しております。年報については部数に限りはありますが、無償頒布可能です。現況の運営人員は、館長1名、副館長1名、管理課5名、学芸課9名、非常勤7名です。今後の人員配置については、現状未定です。委託予定人員数はお示しいたしません、県の要求水準書を満たす人員を御提案ください。
22	4	1	(1)	6)イ	鎌倉館の修理業務は、PFI事業の範囲外となっておりますが、範囲外とした事由を、差し支えなければ御開示いただきたい。	鎌倉館は、鶴岡八幡宮の境内に位置しており、史跡指定地内にあることから、主要構造部などの修理には、関係機関との調整が必要となることから、県の責任において修繕を行うこととしたものです。
23	4	1	(1)	6)イ	鎌倉館(本館及び別館)の維持管理業務も含まれておりますが、説明会の際、警備等は現在セコム等に委託しているとの説明がありましたが、当事業受託後も引き続きそれらの企業と契約しなければならないのでしょうか?	PFI事業者が協力企業として業務を委託する相手方は、当該事業者と協力企業との間の契約関係によるものですので、事業者の任意です。
24	4	1	(1)	6)イ	県で鎌倉館或いは類似する施設に於いてこれらの業務の委託実績がある場合に、参考までに委託業者名を開示して欲しいと思います。	入札公告時にお示しします。
25	4	1	(1)	6)ウ	美術情報システム整備及び運用支援業務(システム設計、ホームページ作成、所蔵作品管理システム等)とありますが、これは新館のみが対象と考えて宜しいのですか。	サーバーは新館に置かれますが、本館にも端末を置くことを予定しています。
26	4	1	(1)	6)ウ	新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場は独立採算ととなっておりますが、当該施設の建設費割賦相当分は新館と同様、県の支払うサービス対価の一部をなすと考えて宜しいのでしょうか。(運営・維持管理のみを事業者の独立採算とするという意味ですか。)	御質問のとおり、新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場については運営・維持管理のみを事業者の独立採算とするという意味です。なお、施設については、事業期間中は県が事業者から賃借し、事業期間終了後はPFI事業者から無償にて所有権移転を受ける法的構成をとっています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
27	4	1	(1)	6)イ	現在、鎌倉館において維持管理業務に従事されている職員の方や業者等の整理は、PFI事業開始までに県で責任を持って行っていただけたらと考えてよろしいですか？ 又、PFI事業者の判断として、現在維持管理業務に従事している方や業者を、条件を変えて引き続き起用する事は可能ですか？ その場合、現在の契約条件を開示していただけますか？	維持管理業務に係る委託契約は、単年度契約ですので、平成14年度までで終了することになります。また、事業者の判断により、現在従事している者を引き続き起用することは可能です。現在の契約条件の開示については、当該事業者との調整が必要です。
28	4	1	(1)	6)イ	「建設及びその関連業務（水道加入、CATV架設）」とありますが、想定しているCATVの運営会社はどこでしょうか。またCATVを美術館運営にどのように活用するのか教えていただきたい。	横須賀市に所在する株式会社シ・エ・ティ・ヴィ横須賀（通称：ケーブルテレビCATV）を想定しています。
29	4				鎌倉館に関し、現在の発注先等は県にて契約を解除し、PFI事業者に一括で業務を行うとの理解でよいのか？ また、PFI事業者が業務遂行するにあたって、既存の各種業務受託社・者については、PFI事業者として発注する必要はないとの理解でよいのか？ また、展示作品監視業務について、現在の鎌倉館にて展示室に従事している人がいるが、この方々についても県で契約を解除し、PFI事業者に一括で業務を行うとの理解でよいのか？ また、展示作品監視業務について、展示室に従事する際には、学芸員等の資格は必要か？	御質問のとおりですが、事業者の判断により、現在の受託社・者を起用することも可能です。監視業務の従事者については、学芸員等の資格条件はありません。
30	4				「新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場は事業者が当該収益により運営する独立採算とする。」との記載がありますが、これら3つの業務に関して、県はどの程度の収入保証を行う用意があるのでしょうか？ 近代美術館新館の場所の選定は既に県側にて完了していますので、来場者のマーケティングは民間側では事前には出来る状況ではありません。また、レストランやミュージアムショップの取扱い品目も美術館併設というコンセプトがあるため、収益を優先させた品目選定も民間側では困難と考えます。（ミュージアムショップの商品決定は県と協議するとの記載が実施方針38ページにもあります。）また、企画展覧会などの成否によって左右される来場者の数にこれら3つの事業の採算は大きな影響を受けます。以上のことから、収入リスクを民間側だけでとるには民間側の運営上の工夫を行う余地が少ないと考えます。御回答をお願いします。	県による最低保証を行うことは考えておりませんが、それを前提とした御意見がある場合は意見招請時に御意見をお寄せください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
31	4				<p>葉山新館の維持管理業務の中で「建物保守管理業務」「建物設備保守管理業務」「外溝施設保守管理業務」のそれぞれに（修理業務を含む）との記載があります。この「修理業務」とは「長期修繕業務」のことと理解しますが、長期修繕費用についても、提案時に事業期間中の費用を確定させた提案をする必要があるのでしょくか？長期修繕計画はどの建物においても立てるものですが、実際の建物診断によって、その修繕の内容（費用）は異なると思います。計画に従って「都度見積もる」方が、より県の費用の縮減になると考えますが、どのようにお考えでしょくか？建物の所有者が「県」か「事業者」という視点からではない回答をお願いします。</p>	<p>「修理業務」とは、長期修繕業務を含む一切の修理業務をいい、建物等の劣化した部分もしくは部材又は低下した性質若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいいます。修理費については、県が事業者を支払うサービスの対価に含まれ、サービスの対価は事業者の提案金額によることから、提案時事業期間中の費用を確定する必要があります。そのため、審査において修理費の妥当性を判断する必要があります。そのため、審査において修理費の妥当性を判断する必要があります。そのため、審査において修理費の妥当性を判断する必要があります。</p>
32	4				<p>美術館来館者に対して、県は駐車料金の補助（無料券の交付等）を考えているのでしょくか？ 駐車場を来館者の利用に支障がない範囲で、他の利用者（海水浴客等）に開放してもかまわないでしょくか。 繁忙期における他の駐車場への誘導等の対応を行うと示しておりますが、提携駐車場あるいは他の施設との共通券配布等は想定しているでしょくか。</p>	<p>駐車場料金に関する県の考え方は、入札公告時にお示しします。原則として美術館利用者のための施設ですが、美術館運営に支障のない範囲で他の利用者への開放も可能です。また、他の施設との共通券については、その目的等が不明確ですので、回答できません。</p>
33	5	1	(1)	6)エ	<p>「新館サイン作成業務は、事業者決定後、県と協議のうえ、建設工事と並行して実施する」という事は、落札者選定のために提出する提案書の内容に当業務は含まれないと理解しているが、それではよしいか。</p>	<p>デザインの提案は必要としませんが、事業者決定後のデザインの作成、提案の方法については、提案書の内容に含まれます。具体的な内容は、入札公告時に入札説明書において示します。</p>
34	5	1	(1)	6)オ	<p>事業者の事業の範囲のひとつに、「県への新館施設賃貸業務」が挙げられているが、独立採算となる新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップの施設部分も、この新館施設賃貸業務に含んで県に賃貸し、この施設部分は無償で県から使用させてもらう（ただし、内装、設備、備品等は事業者負担）と理解してよしいか。</p>	<p>御質問のとおりです。ここでいう施設部分とは、実施設計書に記載されている部分及び参考図面に記載されている部分です。</p>
35	5	1	(1)	6)	<p>葉山新館に係るバスベイ・歩道整備の工事費についても、県から事業者を支払われるサービス対価に含まれると理解してよしいですか。</p>	<p>御質問のとおりです。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
36	5	1	(1)	6)	キ バスベイ・歩道整備に関する建設費割賦相当額は、新館同様県の支払うサービス料に含まれると考えて良いのですか？	御質問のとおりです。
37	5	1	(1)	7)	ホ 葉山新館使用開始（平成15年4月）から、葉山新館の開館（平成15年10月）まで6ヶ月の期間が設けられていますが、これは、開業準備期間と考えてよろしいですか。また、事業者の独立採算で運営する喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場の開業は、葉山新館開館同日となるのですか。新館開館に合わせてことなく、開業することは可能でしょうか。	葉山新館の養生期間を6ヶ月と考えています。また、喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の開業については、美術館の付帯施設として新館開館時期に合わせて開業していただきます。
38	5	1	(1)	7)	ニ 鎌倉館本館での事業期間終了後、建物が存続するとした場合、維持管理業務はどのように考えればよいのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
39	5	1	(1)	8)	ハ 鎌倉本館のみ維持管理業務契約期間が平成15年度から平成27年度の13年間と短くなっていますが、葉山新館と鎌倉別館と同じ30年に延長される可能性はあるのでしょうか。	延長される可能性はないと考えています。
40	5	1	(1)	7)	ヘ 平成28年3月に鎌倉本館の土地賃貸借契約が満了し、本館の閉鎖又は移転が必要となった場合、葉山新館の増築工事が行われ、葉山新館が工事期間中一時閉館されるような可能性はありますか？ 葉山新館が一時閉館された場合、その期間中の維持管理業務従事者の扱いやレストランの営業の可否等PFI事業の事業計画に大きく影響いたしますので、現段階でのお考えを御提示下さい。	葉山新館の増築工事については考えておりません。
41	5				維持管理・運営は平成15年4月からと記載されているが、鎌倉本館・別館および葉山新館ともに平成15年4月からとの認識でよいか？	御質問のとおりです。
42	5				工期短縮は評価の対象になるのか御指示ください。	地方自治法第167条の10の2第5項の規定により、入札公告時に落札者決定基準を公告しますので、入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
43	5				本件はBOT方式とのことですが、独立採算であるとされている3つの事業（喫茶・レストラン運営、ミュージアムショップの運営、駐車場の運営）に関わる備品・設備についても、事業期間終了後県に無償譲渡することになるのでしょうか？例えば、事業者としてのSPCから喫茶・レストラン運営業務をある会社に委託する場合、その会社が独自の設備備品を持ち込む可能性があります。そのような場合を想定した質問です。	独立採算である喫茶・レストラン運営、ミュージアムショップの運営、駐車場の運営に係る備品・設備（No.34に記載する施設部分に該当するものを除く）については、事業期間終了後も事業者の所有に属するものであり、したがって、事業期間終了後県に無償譲渡する必要はありません。
44	5				維持管理会社或いは維持管理委託先について、葉山館と鎌倉館の2館とも、同一の維持管理会社で行う必要はあるのでしょうか。	必要ありません。
45	6	1	(2)	2)	「PFI事業として実施することの定性的評価」とあるが、定性的評価基準を具体的にお示しください。	地方自治法第167条の10の2第5項の規定により、入札公告時に落札者決定基準として公告します。
46	6	1	(2)		特定事業として選定された場合と選定されなかった場合とでは、スケジュール及び手続きなどで違いが生じるのでしょうか。	特定事業に選定されなかった場合は、選定されなかった理由を付して、その旨を公表いたします。なお、特定事業に選定されなかった場合は、現在公表されている実施方針の内容でPFI事業を行うことはできませんので、改めて事業の実施方法について検討します。
47	7	2	(2)		全体スケジュールに、1月中旬VE提案審査結果通知、1月下旬提案書の提出とあるが、通知を受けてから提案書の作成までに10日間位しかないことになる。これでは、積極的に多数の提案を行ったグループほど不利なスケジュールとなる。VE提案の時期を早めるとか、審査結果通知の時期を早めるとかして、ハードスケジュール解消の余地はないか。	正式なスケジュールについては、入札公告時に入札説明書でお示しします。
48	7	2	(2)		提案書提出で、ヒアリングを予定しているとあるが、提案書で事業者の考え方は表現されているものであり、不要と考える。ヒアリングは、優先交渉権者を行い、不調の場合に次点者を行うのが公平と考えるが、如何か。	要望事項として承ります。なお、事業者選定方法は総合評価一般競争入札によるものであるため、提案内容が不明な点につき、ヒアリングを実施する予定です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
49	7	2	(2)		「落札者の選定」とあるが、新衛生研の場合は、“優秀提案の選定”、県立大の場合も“優秀提案の選定”となっており、今回“落札者”とした理由は何か。	本事業の事業者選定方法は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札によるものであり、神奈川県PFI事業者選定審査会により選定された優秀提案を基に落札者を選定することになります。ただし、同施行令第167条の2第1項第7号の規定により、落札者が契約を締結しないときは随意契約によることができるため、次順位者を選定することはあり得ます。詳細については入札公告時に入札説明書でお示しします。
50	9	2	3)		「鎌倉館（本館及び別館）の設計図書は閲覧に供する」となっていますが、正確な保守維持管理計画に竣工図がぜひ必要です。配布の方向で検討をお願いできないでしょうか。	入札公告時において可能な限り頒布します。
51	9				鎌倉館に係る設計図書の閲覧期間が定められているが、維持管理業の検討を行う上でも手元に図面を必要とするので、有償頒布してもらえないか。	入札公告時において可能な限り頒布します。
52	9				設計図書について閲覧のみでなく、図面の配布をお願いしたい。維持管理費を試算するにあたって必要な事項であり、図面提供がされない場合には、元施工者等、従前からの関係者が圧倒的な優位となり、PFI事業としての公平性が保たれないと思われる。	入札公告時において可能な限り頒布します。
53	10	2	(3)		平成12年8月4日（金）に開催された現地見学会とは別途、今後現地調査可能な日時を、県で設定する予定はあるのでしょうか。	現況調査は実施方針10ページに記載したとおりです。日時につきましては、入札公告時にお示しします。
54	10	2	(3)		近代美術館鎌倉館（本館及び別館）について、現況調査を実施させていただけないでしょうか？	入札公告時にお示しします。
55	10	2	(3)		実施方針10ページの現況調査とは、8月4日の現地見学会とは別に敷地の状況等を確認する機会を設けていただけると理解してよろしいですか？	御質問のとおりです。
56	10				民間からの意見に対し、直接ヒアリングを行う予定とあるが、新衛生研究所の場合は、意見が理解できたとの理由により、ヒアリングは中止となった。同様のことは考えられるか。	意見招請による意見の内容によってはヒアリングを行わないこともあり得ます。ヒアリング実施の要否につきましては、意見招請の内容を踏まえて決定いたします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
57	11	1	(4)	1)	事業者がSPCを設立する場合には、SPCはグループ構成員とすべきか、SPCは複数にできるか、SPCは応募時に設立されていなければならないかを確認させて頂きたい。	SPCの設立にあたっては、必ずしもグループ構成員のみの出資により設立されることは必要ありません。ただし、応募グループが事業予定者に選定された場合には、グループ構成員による出資を主体としたSPCとする必要があります。県は事業者としては1社のSPCと建設、建物質貸、維持管理業務等を一体的に行う契約締結を行います。事業予定者として選定された後仮契約の締結前までにSPCを設立することで足りります。
58	11	1	(4)	1)	事業者がグループの場合には、グループの代表者が神奈川県競争入札参加者資格名簿に登録されているという条件を満たす必要があるとあるが、代表者以外のグループ構成員がこの条件を満たすだけではいけない理由は何かを御教示頂きたい。	PFI事業の大きな要素が建物質貸借であるため、グループの場合には、グループの代表者は責任を持って基本的要件の～のすべて(当該グループの代表者が施工を担う者の代表者を兼ねる場合には、基本的要件の～のすべて)を満たす者であることが必要と考えております。グループの代表者以外の者は、基本的要件の～(ただし、グループの代表者以外の者が施工を担う者の代表者である場合には、当該者については、基本的要件の～及び)を満たせば足りります。
59	11	1	(4)	4)	事業者がSPCを設立し、SPC自身が一切の具体的な業務を行わないスキームを提案することは可能かを御教示頂きたい。この場合、維持管理業務等を受託者に委託するとしたら、この受託者もグループ構成員にあたるか御教示頂きたい。	SPCを設立される場合、県との契約との相手方は、当該SPCとなりますので当該SPCがPFI事業を行うこととなります。この場合において、維持管理業務などを他の事業者へ委託することは可能です。なお、この場合、受託者はグループ構成員には該当しません。
60	11	1	(4)	1)	事業者が、SPCを設立する場合には、資本構成及び役員構成について制限はあるか御教示頂きたい。	SPCの資本構成及び役員構成につきましては、原則として制限はありません。出資者につきましても、必ずしも応募者(応募者がグループの場合は、グループ構成員)のみの出資により設立されることは必要ありません。ただし、応募者が事業予定者に選定された場合には、応募者(応募者がグループの場合はグループ構成員)による出資を主体としたSPCとする必要があります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
61	11	2	(3)		落札者の選定については、1者と限定しているのでしょうか？それとも、優先交渉順位を付して2者以上を選定するのでしょうか？	総合評価一般競争入札は地方自治法第234条に規定する一般競争入札の一類型であり、神奈川県PFI事業者選定審査会により選定された優秀提案を基に1者の落札者を決定することとなります。ただし、落札者が契約を締結しなかった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定により、落札者以外の者と随意契約を締結することができるため、優先順位を付して次順位者等を選定することを検討していません。詳細につきましては、入札公告時にお示しします。
62	11	2	(4)		実施方針11ページの「1）基本的要件」と12ページの「4）その他」を読むと、A社が応募グループBにグループ構成員として参加し、同時に応募グループCの受託業者になる事が可能と解釈できますが、このような解釈でよろしいですか？	維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務のうち、業者数が限定され、重複せざるを得ないものなど特殊な業務については、御質問のとおりです。
63	12	2	(4)	4)	受託業者は複数の応募者の委託先となる事が可能となっておりますが、維持管理会社等は複数の応募グループに参画できるという意味でしょうか？この場合、応募の時点で当然応募グループは各業者から見積等を徴収しており、維持管理企業等が複数のグループに参画できるならば、応募グループに見積額等提出する際、同じ内容で提出する恐れがあり、VFMの最大化が損なわれることになり兼ねないと思われるが、いかがお考えでしょうか。	御質問の前段につきましては、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務のうち業者数が制限され、重複せざるを得ないものなど特殊な業務については、そのとおりです（ただし、複数のグループの構成員となることはできません。）。
64	12	2	(4)	4)	「受託業者（維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務）を応募者の構成員にすることは可能である。受託業者は、複数の応募者の委託先となる事が可能」とあります。しかし、「1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない」とありますが、この場合はどのように考えたらよろしいでしょうか。	受託業者が1応募者の構成員となった場合、他の応募者の構成員となることはできませんが、他の応募者の受託業者となることは可能です。
65	12				1応募者の構成員は、他の構成員となることは出来ない。応募者の構成員の変更は認めない。上記2項につきまして、応募時にどの構成員にも応募していない企業を当選後、建設工事JV構成員とすることは可能でしょうか？	建設工事請負契約は事業者と建設企業との間において締結される契約により決まるものであるため、可能です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
66	12				構成員と受託業者の違いについて、具体的に御教示下さい。例えば、維持管理会社について、あるグループの構成員となった者でも、受託業者として複数の応募者の委託先になることも可能なのでしょうか。	受託業者が1応募者の構成員となった場合、他の応募者の構成員となることはできませんが、他の応募者の受託業者となることは可能です。
67	12				資金調達においてサポートする金融機関がグループ構成員となった場合、この金融機関は他のグループが選定された際にそのグループによる資金調達に關与する（例えばシンジケート団の一員としてローンを供与する）ことはできないのか。	可能です。
68	13	2	(5)	2)	県立大の時は、審査項目として、性能・機能、計画・技術、維持管理が設定され点数配分されたうえ、総合的な評価がなされたと理解している。一方、審査講評における5総評においては、審査項目に無いものの、事業の実現性について評価がなされている。今回の提案審査において、業務遂行能力という表現があるが、これは県立大でいうところのいわゆる事業の実現性に該当するものか。また、該当する場合、県立大の時のように、審査項目（基準）が無く、総合的に評価されるのか。	審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。
69	13	2	(5)	2)	審査項目（基準）を設定する場合、スキームの安定性（仕組みそのもの）、保険等によるリスクマネジメントの考え方、資金調達の実現性（レンド - の関与の程度）、エクイティー出資者とその厚み、アドバイジング体制（法務、税務、会計等）、調達コスト（スプレッド）等が考えられるが、どの様な項目を重視すべきとお考えか。	審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。
70	13	2	(5)	1)	PF1の基本原則・主義である客観性・公平性・透明性等を、審査過程においてどのように担保するのでしょうか。審査会の審査委員の選定は、どのような基準で選定するのですか。「VE提案要項」に提案方法は記載されているが、VE提案は、総合的提案の「建設」にどの程度の重きをもつのでしょうか。	本事業の事業者選定につきましては、神奈川県PF1事業者選定審査会による審査を経て決定されます。審査会の委員につきましては、外部委員6名、県職員3名、計9名の委員をすでに選定しており、委員長、副委員長、委員の職及び氏名につきましても7月28日に公表しております。審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
71	13	2	(5)	2)	資格審査を通過した応募者が提案書の提出を辞退することは可能でしょうか。その場合、どのような手続きが必要でしょうか。事業者の選定は、価格その他の要素を総合的に評価し、最も有利なものを選定すると、記述されていますが、評価項目と配点は入札条件に提示されますか。	可能です。手続につきましては、入札公告時に入札説明書でお示しします。資格審査を通過した応募者が提案書の提出を辞退する場合、所定の用紙を提出していただくことになります。審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。
72	13	2	(5)		2) 審査手順に関する事項で、「最終的な事業者の選定は、価格その他の要素を総合的に評価し、最も有利なものを選定することとする」とありますが、『総合的に評価』には、審査員による多数決方式は含まれていないと解釈してよろしいですか？	審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。
73	13	2	(5)		「1) 審査に関する基本的な考え方 審査に際しては、、、落札者決定基準を入札公告時に公表する。」とありますが、各項目について明確な数字での公表をお願いしたい。	要望事項として承ります。なお、審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。
74	13				2) 審査手順に関する事項「……価格その他の要素を総合的に評価し、最も有利なものを選定する。……」とありますが、最も有利なものとはどのような基準でどのような決め方をされるのかお示し下さい。入札公告時に公表される「落札者決定基準」にて明示されるのであれば、その旨お教え願います。	審査基準につきましては、入札公告時に落札者決定基準としてお示しします。
75	14				「事業者は、条件規定書に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。」との記載がありますが、11月に公表予定の条件規定書は、あくまで「案」であるとの理解でよろしいでしょうか？ リスク負担に関する最終的な取り決めは、県と優先交渉者との間の協議を経てなされるものと、理解していますので、確認させて下さい。	総合評価一般競争入札方式のため、入札公告時にお示しする条件規定書の内容を変更することは想定しておりません。ただし、条件規定書でお示しした条件内容を変更しない範囲内において、条件の詳細について県と事業者との間で協議を行い、契約書の内容を確定させることは可能と考えております。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
76	15	3	(5)	2)	契約書で定められた要求水準が維持されないことが判明した場合は、サービスに対する支払いの減額を行う、と記述されていますが、PFI事業者が行う新館喫茶・レストラン、新館ミュージアム、新館駐車場（すべて独立採算部分）の取扱いはどのように考えるのでしょうか。	独立採算部分の運営につきましては、サービスの対価に含まれておらず、サービスの対価の支払いの減額対象外ですが、モニタリングの対象にはしていきたいと考えております。（モニタリングは行いますが、独立採算部分の運営のみが不適正であることをもってサービスの対価の支払いを減額することはありません。）。詳細につきましては入札公告時にお示しします。
77	15	3	(5)	1)	「モニタリング費 県の負担とする」とありますが、モニタリングにおいて事業者側で発生する費用も含まれるのでしょうか。	事業者側で発生する費用（条件規定書において例示するものなど）は事業者負担となります。
78	15				支払いの減額される割合等について、県の考え方の御教示御願いします。 サービス対価は一体不可分であるため、維持管理の不具合により減額される場合、その割合が建設費等のインシヤル投資相当分に影響が出るほどの減額割合を設定することもあるのでしょうか。	入札公告時に条件規定書においてお示しします。
79	16	4	(2)		葉山新館の土地については、地上権の設定は予定されていないとのことですが、事業者がプロジェクトファイナンス方式での銀行借入を行う場合には、銀行からの抵当権設定要求が予想されます。このような場合には、県は地上権設定に柔軟に対応されるのでしょうか。	地上権の設定は予定しておりません。使用貸借権の設定を予定しております。事業期間中においては、県側からの使用貸借権の解除は行いません。なお、建物への担保権設定につきましては、県の承諾を必要とすることとさせていただく予定です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
80	16	4	(2)		「（葉山新館）土地を無償で使うことができる」とありますが、事業期間中の土地に係る公租公課はどのように考えればよろしいでしょうか。	葉山新館建設予定地については県有地であるため、公租公課は発生しません。
81	16	4	(2)		葉山新館については、事業者の独立採算事業部門を含む新館全体について土地の無償使用が認められるという理解でよいか御教示頂きたい。	御質問のとおりです。
82	16	4	(2)		葉山新館の敷地(普通財産)について、賃貸借契約とし、土地賃料相当額を、事業の対価に上乗せする考え方は採用することは考えられないか御教示頂きたい。	土地の利用につきましては、使用貸借権（無償）の設定のみを考えております。
83	16	4	(2)		鎌倉本館、別館に関し事業者が維持管理業務を行う際の利用形態について、建物賃貸借契約は必要ないとの考え方が確認させて頂きたい。	事業者は県と別途建物賃貸借契約を締結する必要は御さいません。
84	16	4	(3)		新館喫茶・レストランの採算計算の参考とする為、鎌倉館本館の喫茶室についてその利用状況をお尋ねします。過去数年間の実績に関しまして、以下の項目に御回答頂けると幸甚です。 席数 営業時間、営業日数（年間、月別） 売上高（年間、月別）、1営業日当り平均売上高（平日、休祭日別） 利用者数（年間、月別）、1営業日当り平均利用者数（平日、休祭日別） メニュー構成（種類、単価） 美術館の入館者数（年間、月別）、1営業日当り平均入館者数（平日、休祭日別）についても併せて御教示下さい。	鎌倉館本館の喫茶室は極めて小規模でありますので、比較の対象とはなりません。
85	16				鎌倉館本館に関してはPFI契約が平成27年度までとなっているが、サービス対価については、その分28年度より減額となるのでしょうか？	サービス対価の支払方法につきましては、意見招請を踏まえ決定し、入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
86	16				鎌倉本館については、PFI契約を平成27年度までとしているが、更新はないものと考えてよろしいのか。これに関連して業務要求水準書P34の各業務体制については現在の人員（県職員か否かは不明）を前提とするのかどうかお示し願います。	ご質問のとおりです。新館開業後における県職員の人員配置については、開館時までは未定です。委託予定人員数はお示しいたしません。県の要求水準を満たす人員を御提案ください。
87	17	6			独立採算事業部門の撤退も、事業継続が困難となった場合に含まれるのかを御教示頂きたい。独立採算事業は、事業者の事業範囲に含まれていない美術館運営の影響を受ける可能性が高いので、撤退を認める一定の条件を設けることが可能かを御教示頂きたい。	独立採算事業部門の撤退を認める予定はありません。したがって、事業継続が困難となった場合には該当しませんし、撤退を認める条件設定はできません。
88	17	7	(1)		の支援を前提とした提案をしなければならぬ（前提とすることが、審査上評価される）ということか。	地域総合整備資金貸付及び日本政策投資銀行による融資が適用され、県のサービスの対価の支払の軽減につながる場合においては、地域総合整備資金貸付及び日本政策投資銀行による融資を導入していただきます。提案方法(審査方法も含む)の詳細につきましては、入札公告時にお示しします。
89	17	7	(1)		事業者が市中銀行からプロジェクトファイナンス方式で借入れを行う場合、30年間の融資期間は日本における金融市場の発達の度合に比して、あまりにも長すぎる感があります。プロジェクトファイナンスの組成を容易にし、また借入人となる事業者の返済能力に余裕を持たせる為に、例えば事業期間を20年に短縮し、そのうち最初の15年間をローン返済に、残り5年をローン返済の猶予期間に充当するといったことも検討して頂けるのでしょうか。	事業期間は30年間から短縮することは考えておりません。なお、事業者の責任において、事業期間よりもローン返済期間を短縮することは可能です。
90	17	7	(1)		ふるさと融資、日本政策投資銀行による融資が仮に受けられる場合、その金額は事業資金の何割程度と考えられますか。	(財)地域総合整備財団が行う通称ふるさと融資は当該事業における施設の取得等に係る費用及び当該施設の取得等に伴い必要となる付随費用に係る借入額の20%以内(上限26億円)、日本政策投資銀行によるPFI関連融資制度のうち、一般融資につきましては制度上対象施設の建設等に要する費用の50%以内としております。なお、日本政策投資銀行による社会資本整備促進融資(低利融資及び無利子融資)については、現状未定です。提案における日本政策投資銀行の融資の活用については入札公告時にお示しします。なお、現行制度上は、ふるさと融資と日本政策投資銀行による社会資本整備促進融資のうち無利子融資を併用することはできません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
91	17	7	(1)		ふるさと融資を利用することが前提にあるが、ふるさと財団の審査結果が「否」という可能性はあるのか。また、ふるさと融資の融資期間15年以内であるが、これを事業資金の一部として利用するということと理解してよいか。	ふるさと融資の審査はふるさと財団により行われるため、ふるさと融資の審査結果が「否」という可能性はございます。また、ふるさと融資は事業資金の一部として御利用ください。
92	17				地域総合整備資金貸付（通称ふるさと融資）について、県との協議窓口を御紹介いただきたい。	県における協議窓口は、総務部財産管理課リース・PFI担当です。
93	17				日本政策投資銀行による融資の具体的な内容を教えて下さい。	（財）地域総合整備財団が行う通称ふるさと融資は当該事業における施設の取得等に係る費用及び当該施設の取得等に伴い必要となる付随費用に係る借入額の20%以内（上限26億円）、日本政策投資銀行によるPFI関連融資制度のうち、一般融資につきましては制度上対象施設の建設等に要する費用の50%以内としております。なお、日本政策投資銀行による社会資本整備促進融資（低利融資及び無利子融資）については、現状未定です。提案における日本政策投資銀行の融資の活用については入札公告時にお示しします。なお、現行制度上は、ふるさと融資と日本政策投資銀行による社会資本整備促進融資のうち無利子融資を併用することはできません。
94	17				実施方針には「通称ふるさと融資」および「日本政策投資銀行による融資」が挙げられています。事業者側でこれらの融資が行われるべく努力をすることは、理解しますが、その適用のための前提条件が明らかになっていない状況では、どのような努力をしなければいけないか、提案前に把握することは困難です。これら融資の適用のために事業者の想定以上の負担（事務的経費など）が必要となった場合には合理的な範囲で、県にも御負担頂くことは可能でしょうか？	ふるさと融資及び日本政策投資銀行による融資につきましては、県も適用に向けて努力いたします。これらの融資の適用のために事業者の想定以上の負担が必要となった場合であっても県が負担を行うことは考えておりません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
95	17				ふるさと融資の適用について、県は融資についてふるさと財団と事前協議等の環境整備等を行われているものと思慮しますが、現在どのような状況になっているでしょうか。「事業者は～充当すべく、県と協議する。」とは、「地域振興民間能力活用事業計画」を策定するために、県と事業者が協議を行うことであり、計画策定後民間事業者が融資の要件を全て満たし、融資申請を行ったときは、県は融資実行に向けて協力するとの理解でよろしいでしょうか。ふるさと融資の適用により、県が事業者に支払う代金の軽減効果については、提案時には考慮せず、融資確定後、県との協議の後に支払代金の改定を行うと理解してよろしいでしょうか。	御質問の前段につきましては、現在県はふるさと融資の適用に向けて努力しているところであり、中段につきましては、御質問のとおりです。後段につきましては、入札公告時にお示しいたします。
96	18	8	(4)		効果的なVE提案をすることは、評価の加算になるのでしょうか。	入札公告時において落札者決定基準でお示しします。
97	18	8	(5)		特例許可の再取得にあたっては、VE提案により必要となった変更も再取得をする、と記述されているが、特例許可の再取得リスクは、どちらが負うものなのか。	VE提案により必要となった変更の有無にかかわらず、事業者が行うものです。
98	18	8	(5)		特例許可の再取得は県が行うと考えて宜しいのですか？それとも設計事務所が行うのですか？設計事務所が行う場合、事業者の責務とは関係のない県発注の設計業務の範囲で行われるのですか？	VE提案により必要となった変更の有無にかかわらず、事業者が行うものです。
99	18	8	(6)		「工事に伴い新たな埋蔵文化財が出土した場合には、事業者は県と協議する。」とありますが、当該事由により発生した追加費用、損害等に関しては、県が負担すると理解してよろしいですか。	埋蔵文化財発見に伴うリスクは県が負担することになります。
100	18	8	(6)		埋蔵文化財発見に伴う、工事遅延、工事費増額のリスクは県と事業者のいずれが負担するのかを御教示頂きたい。	埋蔵文化財発見に伴うリスクは県が負担することになります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
101	18	8	(7)		「新館建設地域に下水道が整備された場合」とあるが、整備が遅れた場合、その間の処理はどうするのか。又、その間の暫定処理施設の費用はサービスの対価に含まれ、事業者に償還されるのか。	施設には浄化槽が設置されますので、下水道が整備されるまでの間は浄化槽による処理が行われます。浄化槽に係る費用はサービスの対価に含まれます。
102	18	8	(7)		葉山新館に隣接する道路内に敷設が予定されている、下水本管の敷設完了予定時期につき、御教示下さい。	葉山新館から下水道に接続できる時期については、葉山町の下水道整備計画に進捗状況に影響されるため、県では予想できません。
103	18	8	(7)		下水道が整備され、葉山新館から下水道に接続出来る時期はいつ頃でしょうか？	葉山新館から下水道に接続できる時期については、葉山町の下水道整備計画に進捗状況に影響されるため、県では予想できません。
104	18				「工事に伴い、新たな埋蔵文化財が出土した場合には、事業者は県と協議する。」との記載がありますが、場所の選定は県の責任で行ったものです。「県と協議する」とは「県の責任で対処する」との意味であるとの理解でよろしいでしょうか？	埋蔵文化財発見に伴うリスクは県が負担することになります。
105	22	1			葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアム ショップ、葉山新館駐車場は事業者の独立採算とする一方で、業務内容について細かな指示を県から出すことに矛盾はないのでしょうか。事業者完全に任せるとい選択肢はないのでしょうか。	矛盾はありません。神奈川県立近代美術館は公の施設であり、レストラン等は独立採算としながらも公共サービスの提供を行うものであり、美術館の雰囲気と調和すべく、業務水準について業務要求水準書案でお示しさせていただいております。したがって、最低限県からお示した要求水準を満たすことは必要であり、独立採算部分につきましてもモニタリングを行っていきたいと考えております。
106	22	2			維持管理・運理期間中の金利リスク、物価リスクについては、事業者へのサービス対価の改定方法を金利・物価指数連動とすることで、県のリスク分担比重を高めるべきではないかと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。	サービス対価の支払方法につきましては、意見招請の結果を踏まえ、入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
107	22				<p>葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアムショップ、葉山新館駐車場は、事業者の独立採算となっていますが、これらにつきましても、県のモニタリングの対象となり、要求水準に達しない場合は、サービス対価の減額対象となると理解してよろしいですか。</p>	<p>独立採算部分の運営につきましては、サービスの対価に含まれておらず、サービスの対価の支払いの減額対象外ですが、モニタリングの対象にはしていきたいと考えております。（モニタリングは行いますが、独立採算部分の運営のみが不適正であることをもってサービスの対価の支払いを減額することはありません。）。詳細につきましては入札公告時にお示しします。</p>
108	22				<p>「葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアムショップ、葉山新館駐車場は事業者の独立採算とする」とされていますが、このこのことについて確認させていただきます。各事業がそれぞれにおいてあるいはトータル事業として、黒字化が必須ということでしょうか。それとも、赤字でも差し支えなく、要は事業者リスクであるという意味でしょうか。</p>	<p>独立採算部分につきましては、民間事業者が利益を上げるようノウハウを活用していただけると考えておりますが、御質問のとおり事業者リスクであると考えております。</p>
109	22				<p>美術館支援業務にある新館喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場についての清掃等に関する部分はサービスの対価としての対象と考えてよろしいのか。どこまでの範囲をもって独立採算とするのかを明確にさせていただけないでしょうか。</p>	<p>喫茶・レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場の清掃等に関する部分は、それぞれの業務に付随する業務として、サービスの対価の対象ではなく、事業者の責任となると考えています。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
110	22				<p>「本事業はPFI事業であることから...事業者の責任で一括で提供する。」「事業者から提供されるサービスは一体であるため...県もその対価を一体で支払う。」との表現が頻繁に出てきますが、「PFI事業である」ことを理由として、サービスは一体として提供されるというその根拠は何でしょうか？（通称PFI法に規定があるのでしょうか？）それぞれのサービスが別個のものとして提供されたほうが、それぞれのサービスのリスクが分離されるため、各サービスの長期的提供がより安価になるという効果（特に金融面でのリスクプレミアム分上乗せを避ける効果）がでると考えます。</p>	<p>PFI法上「一体」という文言はありませんが、同法第2条第2項に「この法律において『特定事業』とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）」とされており、PFI法はサービスを一体で提供することを前提としているものです。これを受けて内閣総理大臣がPFI法第4条第1項の規定に基づき定めた「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」前文において、「建設（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に行われること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。」と規定しており、サービスが一体で提供されることを明確にしております。</p>
111	22				<p>葉山新館と鎌倉館の2者あるいは、葉山新館、鎌倉本館、別館の3者は、サービスの対象が異なる以上、それぞれに関するサービスを一体として構成するのは、問題があるのではないかと。</p>	<p>近代美術館は葉山新館、鎌倉本館、鎌倉別館が一体の施設であり、事業者はサービスを一体的に提供できるものと考えています。</p>
112	22				<p>独立採算事業は、事業者の事業範囲に含まれていない美術館運営の影響を受ける可能性が高いので、最低来所者数の保証をできないか御教示頂きたい。来所者が一定の水準を超えた場合、収益を県に配分することを条件に、来所者数の最低保証はできないか御教示頂きたい。</p>	<p>最低来館者数を保証することは考えておりません。</p>
113	22				<p>葉山新館に関するサービスのうち、建物賃貸借およびその対価である建物賃借料を、他のサービスと分離して構成できないか御教示頂きたい。更に、賃料債権以外のサービス料債権を分けて譲渡することは認められないか御教示頂きたい。</p>	<p>サービスの対価は一体であり、全体で一個の債権であり、個々のサービスが独立した債権であるという法的構成は考えておりません。したがって、債権譲渡についても分離して譲渡することは想定しておりません。</p>
114	22				<p>葉山新館と鎌倉館について、それぞれ別のSPCが事業主体となり、契約及び債権債務を分離することは認めて頂くことが可能か御教示頂きたい。</p>	<p>葉山新館と鎌倉館（本館及び別館）に係るサービスの提供は一つの契約であり、別個の契約に分離することは考えておりません。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
115	22				サービスの対価を一体として取り扱うとしても、事業者が設立したSPC等への債権の一括譲渡による証券化や金融機関に対する債権譲渡担保(質権)の設定等は可能か御教示頂きたい。譲渡に対する県の承諾、無留保承諾、相殺権の放棄は得られるかを御教示頂きたい。代理受領等の方法による担保設定は可能かを御教示頂きたい。	譲渡及び担保設定には県の承諾が必要です。承諾についてはケースをみて承諾します。
116	22				債権の譲渡(担保)が認められる場合、当該債権はPFI事業全体のサービスの対価としての性質を有するとの県の見解によるかぎり、事業会社が設立したSPCの破綻時における、破産法63条・会社更生法106条等の、賃料債権の譲渡に対する制約はないとの理解でよいか御教示頂きたい。	本PFI契約におけるサービスにつきましては、建物の賃料、その他の維持管理サービスなどの混合したサービス提供の対価として「サービスの対価」を一体としてお支払いするものと考えております。事業者の破綻時におけるサービスの対価の処分に対してはその際のケース・状況に応じ法令にしたがい処理されます。
117	22				県の破綻時あるいは予算がつかない会計年度が生じた場合に、長期債務負担行為として県議会の承認を取得済みのサービスの対価の支払債務がどのように処理されるかを御教示頂きたい。	県が財政再建団体(地方財政再建促進特別措置法に基づく準用団体。)に転落した場合であっても、既に議会の議決を得た予算についてはなお効力を有し、既決予算に基づき既に発生している、あるいは将来的に発生する県の債務につきましては、当該債務を踏まえた財政再建計画を策定し、議会の議決及び自治大臣の承認を受けることとなります。したがって、既決予算を踏まえた財政再建計画に基づき、既に発生している、あるいは将来的に発生する県の債務につきましては、原則として支払いが停止されることはありません。
118	22				一体不可分であり、一体で支払うとあるが、本館、別館、新館の区分はあるのか。また、賃料とは別なサービス対価として支払われるのか。できれば、事業者へ支払う項目内訳と県が直接支払う項目内訳(例えば光熱費、御み処理費等)を提示していただきたい。	県から事業者へ支払うサービスの対価には、本館、別館、新館の区別はありません。サービスの対価は一体で支払われます。県が直接支払う項目は、施設の運営・維持管理に係る光熱水費(ただし、付帯施設部分を除く。)、電話料金(ただし、付帯施設部分を除く。),「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた廃棄物の処理費(ただし、付帯施設部分を除く。)です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
119	22				新館の喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、新館駐車場については独立採算制であるため、事業者の判断で営業時間の設定や価格・営業品目の変更（店舗業種変更含む）、室内改造等の業務改善努力を図ってもかまわないのか。	事業者が事業者の創意・工夫のもと業務改善努力を図ることを期待しているところですが、ただし、喫茶・レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場は美術館の付帯施設と位置付けられるところから、自ずから美術館との調和が求められることとなります。なお、休館日の営業を行う場合は建築許可を再取得する必要が生じる可能性があります。
120	22				年2回とあるが、半期ごと（9月、3月）の後払いという認識でよいのか。	サービス対価の支払方法につきましては、意見招請の結果を踏まえ、入札公告時にお示しします。
121	22				「葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアムショップ、葉山新館駐車場は事業者の独立採算とする」とあり、これはこの3事業者が県から事業者へ支払う一体付加分のサービスの対価の対象外となると理解するが、同時にこの3事業者が「サービスの対価の減額等」の判断基準となるモニタリングの対象外となると理解しても良いか？	独立採算部分の運営につきましては、サービスの対価に含まれておらず、サービスの対価の支払いの減額対象外ですが、モニタリングの対象にはしていきたくて考えております。（モニタリングは行いますが、独立採算部分の運営のみが不適正であることをもってサービスの対価の支払いを減額することはありません。）。詳細につきましては入札公告時にお示しします。
122	22				「事業者からの建設サービス、維持管理サービス、美術支援サービス、備品等整備サービスと、県によるその対価の支払は一体不可分」となっている一方で、葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアムショップ、葉山新館駐車場は事業者の独立採算とする旨記載がありますが、経理的な考え方、方法として「県へのサービス部分」と、「独立採算部分」とにつき、別建てで行うということでしょうか。例えば、清掃業務に関して申し上げますと、事業者として、効率の面から施設全体に一括で清掃業務を実施（或いは委託）した場合、この費用認識を「県へのサービス提供部分」と「独立採算部分」に分けることが難しいのではと考えますが、便宜上にせよ、夫々の費用認識を明確にする必要ありということでしょうか。	独立採算部門につきましては当該独立採算部門に係る事業を実施する際の費用がサービスの対価の対象外です。したがって、清掃などにつきましても、サービスの対価の対象外となります。仮に事業者が独立採算部門とそれ以外の部分に係る清掃業務を同一の清掃業者に委託する場合などは、面積など合理的な基準により費用負担割合を定めることを検討しております。詳細につきましては、入札公告時において条件規定書でお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
123	23	4			「サービスの対価は一体不可分であるため、減額等の対象はサービスの対価全体である」とありますが、非常に厳しい感じがします。減額（ペナルティ）の上限設定を検討して頂くことはできるのでしょうか。ペナルティの範囲は維持管理費程度にとどめるべきと考えますが、これに対しどのような意見をお持ちでしょうか。	モニタリング及びサービスの対価の減額方法、減額の限度額などにつきましては、入札公告時にお示しします。
124	23	4			事業者から提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しない場合は、サービスの対価の減額等を行うとあるが、当該減額等の額は対応するサービスの対価の額の範囲内という制限は設けることが可能か御教示頂きたい。	サービスの対価の減額方法、減額の限度額などにつきましては、入札公告時にお示しします。
125	23	5			1. ここで言う修理費とは、下記の定義の修繕と理解してよろしいですか？ 修繕とは「劣化した部位・部材あるいは機器の性能・機能を原状（初期の水準）あるいは実用上支障のない状態にまで回復させること。但し、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く。広義には改修を含める。」（建設大臣官房官庁営繕局監修の建設改修設計指針より） 2. この修理費には、大規模修繕も含むと理解してよろしいですか？ 3. この修理費には、設備投資等のいわゆる資本的支出は含まないと理解してよろしいですか？	1. 御質問のとおりです。2. 大規模修繕も含めたいっさいの修理を含めます。したがいまして、御質問のとおりです。3. 御質問のとおりです。
126	23	5			鎌倉館の修理費及び作業については、維持管理業務の中に含まれないので、すべて県の負担という理解で良いか御教示頂きたい。	御質問のとおりです。
127	23				一体不可分であるため、減額等の対象はサービスの対価全体であるとあるが、一括の一律ダウンという考えなのか、全体に占めるそのサービスの価値の分だけダウンさせるということなのか。	サービスの対価の減額方法、減額の限度額などにつきましては、入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
128	23				<p>新館の修理費はサービス対価に含まれるとあるが、通常の損耗に伴う修理のみで機能アップは一切考えないという認識でかまわないか。また、機能アップや施設の陳腐化等による改善などが生じた場合は、別途県が負担するのか、賃料アップ等の変動費で見込んでかまわないのか。</p>	<p>「修理業務」とは、長期修繕業務を含む一切の修理業務をいい、建物等の劣化した部分もしくは部材又は低下した性質若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいいます。修理費については、県が事業者を支払うサービスの対価に含まれ、サービスの対価は事業者の提案金額によることから、提案時事業期間中の費用を確定する必要があります。そのため、審査において修理費の妥当性を判断する必要があります。詳細につきましては、入札公告時に入札説明書でお示しします。</p>
129	24				<p>VE提案の優劣や採点等の評価は行わないとあるが、設計図書変更の採否の審査はどのような基準でおこなわれるのか。又、設計図書変更の採否の審査は誰が行うのか。更に、設計図書変更の採否の審査について、どのように公平性・透明性・客観性を担保されるか。</p>	<p>VE提案の範囲につきましては、VE提案要領3「VE提案の範囲」でお示した9項目の基準のとおりです。応募者から提出されたVE提案は、その提案がVE提案の範囲に合致しているかどうかを神奈川県PF1事業者選定審査会（構成員は外部委員6名、県職員3名、計9名の委員をすでに選定しており、委員長、副委員長、委員の職及び氏名につきましても7月28日に公表しております。）において審査し、同審査会においてVE提案の採否について判断します。VE提案の内容につきましては、事業提案審査の際にその他の項目と併せて同審査会において審査を行います。その際の審査基準につきましては、落札者決定基準として入札公告時にお示しします。</p>
130	25				<p>「発生するリスクは事業者の負担とする。設計事務所は工事監理業務に関する責任を負担する。」とありますが、工事監理業務委託契約が事業者と設計事務所の間で締結される以上、設計事務所に帰すべき事由により、工事に支障をきたした場合、事業者は設計事務所にある種のペナルティーなどを課することが可能な契約を結ぶことが出来ると考えて宜しいのですか。</p>	<p>事業者と設計事務所との間において御質問のような契約を締結することは可能ですが、契約内容につきましては、事業者と設計事務所との間の協議によります。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
131	25				「工事監理業務は事業者が行う業務であることから、発生するリスクは事業者の負担とする。設計事務所は工事監理業務に関する責任を負担する」とあるが、工事監理業務に関する責任とは、概念図にあるように、SPC等に対して責任を負うと理解してよいか。	御質問のとおりです。
132	25				工事監理業務により発生し、事業者が負担するリスクとは具体的に何か。	工事内容の確認ミス等により県に何らかの損害が生じた場合を想定しております。
133	25				設計事務所の選定と基本設計が県により実行されていますが、県指定の設計事務所を工事管理に起用するかどうかは、リスクを負担する事業者の自由裁量とし、リスクを負わない設計事務所は県の代理人として最小限の業務を行うという選択肢があってもよいのではないのでしょうか。	要望事項として承ります。なお、設計事務所は事業者に対し、工事監理業務に関する責任を負担することになっております。
134	25				添付資料5のリスク分担表・建設段階・施工監理リスクは、添付資料3の工事監理業務を事業者が行うため発生するリスクと同意と理解してよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
135	25				工事段階において、県が提示した費用を超えた工事監理費が発生した場合、超過分の負担はどのように考えればよいのでしょうか。	契約時にV E 提案に伴う工事監理費上昇分につきましては事業者負担となります。工事期間中については事業者と設計事務所との間に締結される工事監理業務委託契約によります。原設計に基づく工事監理費については、入札公告時に県より提示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
136	25				設計事務所は、工事監理業務に関する責任を負担するとあるが、他方、工事監理業務から発生するリスクは事業者の負担とある。設計事務所は県が指定しており、工事監理業務について設計事務所に帰責事由がある場合について、その賠償責任等を事業者が負担することはない、という理解で良いか御教示頂きたい。	設計事務所が負担する工事監理業務に関する責任とは、設計事務所が事業者に対して責任を負うという意味です。したがって、工事監理業務における県と事業者との関係においては、県と設計事務所との間に工事監理業務請負契約がない以上、工事監理業務に起因し県に何らかの損害が発生すれば、設計事務所の帰責事由の有無にかかわらず、事業者は県に対し損害を賠償する責任を有することとなります。
137	26				混合契約とあるが、契約関係を明確にするために分離する考えはないかを確認させて頂きたい。	分離することは考えておりません。
138	26				葉山新館について、資金調達の必要上、金融機関のために建物に抵当権を設定できるか御教示頂きたい。この場合、土地の利用について、事業者が設立したSPCが有する権利が使用貸借権であるのは不都合となる可能性があるため、代わりに賃借権、地上権の設定は考えられないか御教示頂きたい。	建物に抵当権の設定を行うことは可能です。土地に対する賃借権及び地上権の設定につきましては予定しておらず、使用貸借権の設定のみを予定しております。事業期間中においては、県側からの使用貸借権の解除は行いません。なお、建物への担保権設定につきましては、県の承諾を必要とすることとさせていただく予定です。
139					県の利用権を建物の賃借権と構成していることについて、対価をPFI事業全体のサービスに対するものとする、事実上の利用に過ぎず、建物賃貸借とまで構成する必要があるか御教示頂きたい。	県と事業者との間で締結する契約は建設工事、建物賃貸業務、維持管理業務等を含むものであり、賃貸借の側面を含む混合契約という構成をとっております。したがって、建物の利用について県は建物賃貸借を含む契約上の権利を有しております。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
140	リスク表	法・税制			<p>法制度・許認可リスク並びに税制度リスクの負担者は、いずれも・PFI事業に影響を及ぼすものは事業者負担・広く事業全般に影響を与えるものは県負担となっています。PFI事業に影響を及ぼすものについては、事業者負担ではなく、県負担とする考え方が一般的と思われませんが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>法制度リスク及び税制度リスクにつきましては、県・事業者の双方ともコントロール不能であり、両者でリスクを分担するという考え方に立っています。そこで、PFI事業に影響を及ぼすものと上記以外のものに区分し、県と事業者との間でリスクを分担するという整理を行っています。確定したリスク分担につきましては、入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合には、具体的な問題点を記載の上、意見招請時に御意見をお寄せください。</p>
141	リスク表	税制			<p>制度関連リスク・税制度リスクにおいて、その負担者がそれぞれ県と事業者に分かれています。双方ともに、行政側の責任範囲と解釈できないでしょうか。</p>	<p>税制度リスクにつきましては、県・事業者の双方ともコントロール不能であり、両者でリスクを分担するという考え方に立っています。そこで、PFI事業に影響を及ぼすものと上記以外のものに区分し、県と事業者との間でリスクを分担するという整理を行っています。新たな税制度の創設（法人税の外形標準課税や不動産所有に係る新税の創設等）につきましては、単なる税率の変更や民間の利益に課税される税等とは異なり、「広く事業者全般に影響を与える税制度の変更」として県がリスクを負担することを検討しております。確定したリスク分担につきましては、入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合には、具体的な問題点を記載の上、意見招請時に御意見をお寄せください。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
142	リスク表	税制			<p>「共通」の「制度関連リスク」の「税制度リスク」に「PFI事業者に影響を与える税制度の変更」のリスクを事業者負担としていますが、その理由は何でしょうか？事業者ではコントロール不可能なこのリスクを事業者負担とする考えが理解出来ません。</p>	<p>税制度リスクにつきましては、県・事業者の双方ともコントロール不能であり、両者でリスクを分担するという考え方に立っています。そこで、PFI事業に影響を及ぼすものと上記以外のものに区分し、県と事業者との間でリスクを分担するという整理を行っています。新たな税制度の創設（法人税の外形標準課税や不動産所有に係る新税の創設等）につきましては、単なる税率の変更や民間の利益に課税される税等とは異なり、「広く事業者全般に影響を与える税制度の変更」として県がリスクを負担することを検討しております。確定したリスク分担につきましては、入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合には、具体的な問題点を記載の上、意見招請時に御意見をお寄せください。</p>
143	リスク表	法制度			<p>「法制度・許認可リスク」の内容で「法制度・許認可の新設・変更に関するもの（PFI事業に影響を及ぼすもの）」が事業者の負担、「同（上記以外）」が県の負担となっているが、理解できないので、具体的な例をできる限り列挙して解説して欲しい。</p>	<p>法制度リスクについては県も事業者もコントロール外であり、両者でリスク分担するという考え方にたっています。そこで、PFI事業に影響を及ぼすものと、上記以外に整理し、県と事業者でリスク分担するという整理をしています。PFI事業に直接影響を与える予想可能な法制度の変更として、建築基準法、消防法、環境基準等の変更を想定しており、これらについては、事業者の負担とします。上記以外については、新たな法整備や既存の法制度について大規模な変更が発生した場合を想定しており（憲法等）、これらについては、県の負担とします。確定したリスク分担につきましては入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合は、具体的な問題点を記載のうえ、御意見をお寄せ下さい。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144	リスク表	法・税制			<p>事業者負担リスクのリスク内容に、「PFI事業に影響を及ぼすもの」「PFI事業に影響を与える税制度の変更」とあり、県が負うリスクについては、「上記以外」「広く事業者全般に影響を与える…」と表記されています。県と事業者で、解釈の相違が生じると思われますので、具体的に事業者負担リスクはどのようなものを想定されているのか、御提示ください。また、神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針においては、法制度の新設・変更に関するリスク分担は、県負担となっております。今回この法制度リスクの一部を事業者負担とした理由について、御教示いただきたい。</p>	<p>本事業においては、法制度・税制度リスクについては県も事業者もコントロール外であり、両者でリスク分担するという考え方にたっています。PFI事業に直接影響を与える予想可能な法制度の変更として、建築基準法、消防法、環境基準等の変更を想定しており、これらについては、事業者の負担とします。上記以外については、新たな法整備や既存の法制度について大規模な変更が発生した場合を想定しており（憲法等）、これらについては、県の負担とします。また、税制については、法人税、固定資産税、不動産取得税等は事業者のリスク負担とし、消費税については県の負担と想定しております。確定したリスク分担については、入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合は、具体的な問題点を記載のうえ、御意見をお寄せ下さい。</p>
145	リスク表	税制			<p>税制度リスクの負担者は事業者となっているが、そのリスクを事業計画に盛り込むことは不可能である。については、そのリスクは賃料等に反映させることが妥当ではないかと考えるが、この点に関する見解はいかがなものか。</p>	<p>県からお支払いするサービスの対価には税制リスクの不確定部分は含まれておらず、税率の変更等に基づくサービスの対価の改定は予定しておりません。税制度リスクにつきましては、県・事業者の双方ともコントロール不能であり、両者でリスクを分担するという考え方に立っています。そこで、PFI事業に影響を及ぼすものと上記以外のものに区分し、県と事業者との間でリスクを分担するという整理を行っています。新たな税制度の創設（法人税の外形標準課税や不動産所有に係る新税の創設等）につきましては、単なる税率の変更や民間の利益に課税される税等とは異なり、「広く事業者全般に影響を与える税制度の変更」として県がリスクを負担することを検討しております。確定したリスク分担につきましては、入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合には、具体的な問題点を記載の上、意見招請時に御意見をお寄せください。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
146	リスク表	税制			<p>「税制度リスク」の「税制度の変更」を県が負担する、あるいは事業者が負担するという意味は、税を支払うのが県あるいは事業者という意味であり、サービスの対価を変更する変更しないという事とは別の話と理解してよろしいか。例えば、固定資産税は今回BOT方式なので事業者が支払うが、税率が変更となった場合にはサービスの対価は変更することになると理解してよろしいか。</p>	<p>固定資産税など、建物所有に関する税負担につきましては事業者の負担としており、税率が変更となっても、サービスの対価を変更する予定はありません。税制度リスクにつきましては、県・事業者の双方ともコントロール不能であり、両方でリスクを分担するという考え方に立っています。そこで、PFI事業に影響を及ぼすものと上記以外のものに区分し、県と事業者との間でリスクを分担するという整理を行っています。ただし、新たな税制度の創設（法人税の外形標準課税や不動産所有に係る新税の創設等）につきましては、単なる税率の変更や民間の利益に課税される税等とは異なり、「広く事業者全般に影響を与える税制度の変更」として県がリスクを負担することを検討しております。確定したリスク分担につきましては、入札公告時にお示しします。現状のリスク分担に御意見がある場合には、具体的な問題点を記載の上、意見招請時に御意見をお寄せください。</p>
147	リスク表	環境			<p>「環境問題リスク」で「水枯れ」と「みどりの協定違反」が事業者の負担となっているが、この2項目のみと考えてよいのか。また、「みどりの協定」というのは計画時点の協定と思われるので、県が協定の締結者であり、この協定の内容そのものに問題があった場合は県の責任、協定内容を遵守しなかった場合には事業者の責任と理解してよいのか。</p>	<p>環境問題リスクは御質問の2項目を例として考えております。詳細な内容は、入札公告時にお示しします。原設計においては、既にみどりの協定をクリアしておりますので、内容そのものに問題があることは想定しておりません。「みどりの協定」は、県の要綱に基づくもので、設計段階で県と緑被率について協定するものですが、VE提案に基づく設計変更等により、緑被率が大幅に変更した場合には再度の協議が必要となる場合を想定しています。</p>
148	リスク表	環境			<p>環境問題リスクにおける「みどりの協定違反」とは具体的には何のことでしょうか。</p>	<p>「みどりの協定」は、県の要綱に基づくもので、設計段階で県と緑被率について協定するものですが、VE提案に基づく設計変更等により、緑被率が大幅に変更した場合には再度の協議が必要となる場合を想定しています。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
149	リスク表	環境			「工事に伴う水枯れにより周辺地域に影響を及ぼした場合、みどりの協定違反により何らかの指導を受けた場合」は事業者がリスクを負担するとありますが、設計に起因するものについては、事業者となる設計事務所が、そのリスクを負担することとなるのですか。	当該リスクについては、県との関係では、事業者が負担すべきものと考えております。
150	リスク表	第三者賠償			「第三者賠償リスク」で「施設の貸し出しに関するもの」は事業者の負担となっているが、「施設の貸し出し」とは具体的に何を意味しているのか。	地方自治法第244条以下に基づき、県が地域住民等に対し、葉山新館の講堂や会議室について利用許可を与え、地域住民等の利用に供することをいいます。
151	リスク表	第三者賠償			「共通」の「社会リスク」の「第三者賠償リスク」に「施設の貸し出しに関するもの」との記載がありますが、「施設の貸し出し」とは具体的に何を指すでしょうか？	地方自治法第244条以下に基づき、県が地域住民等に対し、葉山新館の講堂や会議室について利用許可を与え、地域住民等の利用に供することをいいます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
152	リスク表	第三者賠償			“施設の貸し出しに関する第三者賠償リスク”とは、具体的にはどのようなケースの発生を想定されたものなのでしょうか。	近代美術館新館は地方自治法第244条以下に規定する「公の施設」であり、同法に規定する公の施設の設置及び管理に関する権限は当然ながら県に留保されております。同法に基づき、県が地域住民等に対し、葉山新館の講堂や会議室について利用許可を与え、地域住民等の利用に供する場合があります。この場合において、事業者の維持管理に問題があり、利用者が帰責事由なくして何らかの損害を被ったときには、当該利用者と県との間においては国家賠償法第2条第1項が適用され、県が賠償責任を負いますが、県は事業者に対し、同条第2項に基づき求償権を有することになります。本リスクは以上のような場合を想定しております。
153	リスク表	VE提案			例えば、外壁の仕様変更に関してVE提案をしたが、何らかの理由により県に採用されなかった場合、これを原因として塩害等による傷みが進行し、修繕・維持管理費の増大が必要になった場合、そのリスクは提案時点で事業者に移転されているのか。	原設計に基づき、事業者の責任において修繕・維持管理を行うことになっているので、リスクは事業者にあると考えます。
154	リスク表	フォースマジュール			予想されるリスクと分担表 共通-フォースマジュールリスクにおいて、民間事業者が（従分担）になっていますが、神奈川県側として具体的にどのようなリスクをお考えかお聞かせ下さい。	フォースマジュールリスクとは、風水害、地震等の自然災害、化学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、県が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
155	リスク表	フォースマジュール			フォース マジュール リスクについては、県が主にリスクを負担するとありますが、保険付保できる風水害・地震等のリスクについては事業者が保険をかけ、保険料負担に県が応じるとした方が、プロジェクト ファイナンス方式による銀行借入交渉の際に有効と考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか？	フォースマジュールリスクにつきましては、県が別途事業者の保険料負担に応じる予定はありません。
156	リスク表	発注者			計画設計段階の発注者とはだれのことか。	事業者です。
157	リスク表	設計			設計リスクにおける県の提示条件、指示の不備・変更によるものとは具体的にどのような範囲を示すものなのか。	レアケースではありますが、計画・設計段階において、県の事情により提示条件や設計変更を行う場合や、県による設計変更の指示の遅れ、ミスにより事業が何らかの影響を受けた場合等を想定しております。
158	リスク表	設計			原設計図書に関する品質は県が保証するとのあるが、具体的にどのような品質をどのような手段でどのような範囲まで保証するのか。	設計に起因する問題は県及び設計事務所が全面的に責任をとることを想定しております。
159	リスク表	工事遅延			工事遅延リスクは事業者負担とあり、当然のことであるが、リスク回避の手段として、県は具体的にどのような方法を事業者に期待しているかを明示願いたい。	ペナルティーを課すなどの方法により工事遅延リスクが生じないようにしていきたいと考えております。
160	リスク表	工事遅延			「工事が契約より遅延する、または完工しない場合」の工事遅延リスクは、分担表によれば全て事業者が負担するとなっておりますが、県がリスク負担を行っている「住民対応リスク」「遺跡の広がりに関するリスク」に起因した工事の遅延については、事業者に負担を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
161	リスク表	性能			県が必要とする性能は、すでに設計図に表現されていると思われます。施工不良以外の「要求仕様不適合」とは例えばどのようなことを想定しているのですか。	事業者の過失により実施設計図書に記載された内容とは異なり、施設が定められた仕様・規格を満たさず、手直しが必要になった場合の費用負担を想定しております。
162	リスク表	施設損傷			「施設損傷リスク」の内容として「使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害」と解説してあるが、意味がよくわからないので、具体的な説明をお願いしたい。	工事中に事故や火災等が生じ、施設や設備、建設材料等が損傷した場合などを想定しています。
163	リスク表	瑕疵			同じBOT方式で予定されている、神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針では、事業者の瑕疵リスクは10年目までとなっています。本事業では30年目までと記載されていますが、その期間の違いについての理由を、御教示いただきたい。	衛生研究所の場合は、A棟については所有権が県にあるため、瑕疵リスクは10年までとしています。近代美術館葉山新館の所有権は事業者にあるため、30年間の事業期間中は事業者がリスクを負うこととなります。
164	リスク表	施設損傷			劣化による施設損傷リスクは事業者負担となっているが、この負担は葉山新館のみの負担リスクで、鎌倉館の2館については別途検討していただくことは可能なのでしょうか。	鎌倉館（本館及び別館）については、劣化による施設損傷リスクについては県が負担します。
165	リスク表	施設損傷			実施方針29ページのリスク分担表「維持管理リスク」の「施設損傷リスク」で、劣化によるリスクが全面的にPF1事業者の負担となっていますが、設計に起因する劣化（例：不適切な材料の選定等）も事業者の負担となるのでしょうか？	設計に起因する劣化は県の負担とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
166	リスク表	施設損傷			事故、火災のリスクについて、美術品も含めた補償を考える必要があるか。	御質問のとおりです。事業者の帰責事由が明確な場合には美術品も含め事業者負担していただきます。学芸員（県職員）のミスによるものは県の責任とします。例えば展覧会の準備遅延、美術品のメンテナンス（経年変化、人為的な破損）、図書の切り取り・盗難に関しては県の責任としております。また、その他のリスクについては県に帰責事由があるものについては、県の負担と考えております。一方、警備、空調管理等事業者の業務上の責により盗難もしくは破損した場合（事業者の責により収蔵庫から美術品が盗難）等明確に事業者の帰責事由がある場合は、事業者の負担とします。
167	リスク表	備品更新			「備品更新リスク」の内容として「備品の更新について不都合が発生」とあるが、この場合の「不都合」とは具体的に何を意味しているのか。	要求水準書に記載されたレベルの備品を更新できないことを想定しています。
168	リスク表	修繕費			事業者が修繕費増大リスクを負っているが、金利変動や価格高騰など予想されない長期のリスクがあるが、その場合は賃料アップ等により実質県へ負担してもらうことは可能か	修理費を含めたサービスの対価の方法は入札公告時にお示しします。
169	リスク表	物価・金利			物価リスク、金利リスクの分担は意見招請後ということだが、具体的にいつ頃決定されるか。30年という長期になるため期間中の金利の見直しは検討されているのでしょうか。	入札公告時に決定したものをお示しします。
170	リスク表	美術館支援			美術館支援リスクは、新館のみならず鎌倉館についても適用されるのでしょうか。	原則的に御質問のとおりです。
171	リスク表	入場者			「入場者リスク」の内容が「入場制限を無視した入館者に関するトラブル」で負担者は事業者となっているが、入場制限を無視しないよう最大限の努力を事業者は払うものの、強引に入場した入館者のトラブルの結果に事業者はどのような負担をすべきなのか（当然、保険は付すが）、具体的に明示してほしい。	事業者が善管注意義務を怠ったことに起因してトラブルが発生した場合、当該トラブルに伴う物的・人的損傷を補償していただきます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
172	リスク表	美術館施設			「美術館施設リスク」の内容のうち、「(上記以外の民間の責めによるもの)」は事業者の負担となっているが、下線部分を何故「事業者」という表現にしないのか。また、ここでの負担者という意味は、事故・トラブルがあった場合に、責任を取り、必要な金銭的負担を行う者と理解してよいか。	御質問の前段につきましては、「民間」を「事業者(事業者から委託を受けた委託業者を含む)」と読み替えていただいて差し支えありません。後段につきましては、県に対する負担者は事業者となるという意味です。
173	リスク表	入館料			「入館料リスク」の内容が「入館料金の紛失、管理上の不備」とあり、負担者が事業者となっているが、事業者は公の施設である美術館の入館料徴収代行を委任されるだけであり、日々徴収した入館料は、館に常駐する公金出納管理責任者である県職員に引き渡すシステムになると予想される。従って、事業者が負担する「入館料リスク」は一日分の料金収入に限定され、一日以上の保管リスクは県が負担することになるのではないか。	地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定により、県は事業者に入館料徴収事務を委託することになります。本県の場合は、神奈川県財務規則により、事業者は当日に徴収した入館料収入を県職員である出納員に引き継がなければならないこととなります(県財務規則第88条、第93条)。したがって結果的に御質問のとおりとなります。
174	リスク表	入館料			美術館支援リスクの「入館料金の紛失・管理上の不備」が事業者のリスクとなっておりますが、資料1-2の2ページ目第7項の管理業務(観覧料等収入管理、予算執行、庶務等)に、「管理業務は県が実施する。」とある記述と矛盾するのではないのでしょうか。入館料金の徴収、管理はどちらの業務なのかお教え下さい。	地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定により、県は事業者に入館料徴収事務を委託することになります。本県の場合は、神奈川県財務規則により、事業者は当日に徴収した入館料収入を県職員である出納員に引き継がなければならないこととなります(県財務規則第88条、第93条)。
175	リスク表	展示			美術館支援リスクの事業者負担「展示リスク、所蔵リスク、図書閲覧リスク」については事業者のみ になっているが、学芸員の指示、監理等、責任分担が生じると思われるが、いかがか。また、その他のリスクは無条件で事業者負担という考えか。	学芸員(県職員)のミスによるものは県の責任とします。例えば展覧会の準備遅延、美術品のメンテナンス(経年変化、人為的な破損)、図書の切り取り・盗難に関しては県の責任としております。また、その他のリスクについては県に帰責事由があるものについては、県の負担と考えております。一方、警備、空調管理等事業者の業務上の責により盗難もしくは破損した場合(事業者の責により収蔵庫から美術品が盗難)等明確に事業者の帰責事由がある場合は、事業者の負担とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
176	リスク表	展示			「展示リスク」の「展示中の美術品の盗難、破損」は負担者が事業者になっている。事業者としては、当然保険を掛けることになるが、展示品の価値によって保険料は大きく異なるので、30年間の展示品がすべて分からない限り、サービスの対価に保険料を含めて入札することは不可能である。展示会毎に、保険料は別途の追加サービスの対価として県から支払われる方式になるのか。	入札公告時にお示しいたします。
177	リスク表	展示			展示中の美術品の盗難、破損は事業者リスクになっていますが、賠償の方法を教えてください。また、破損状況の基準をお示し下さい。所蔵中の美術品の盗難、破損は事業者リスクになっていますが、賠償の方法を教えてください。また、破損状況の基準（経年変化、人為的な破損は除くと書いてあるが）をお示し下さい。	入札公告時にお示しいたします。
178	リスク表	展示			美術館が盗難、破損した場合は事業者リスクとなっているが、美術品そのものがそもそも代替性のきかない資産であり、そのリスク負担とはどういうことを指しているのか？ 又、金銭的な対応をする場合保険をかけることになるが、美術品の資産価値評価については県から提示されるのか？	入札公告時にお示しいたします。
179	リスク表	展示			展示リスク、所蔵リスク、図書閲覧リスクにおける盗難・破損については事業者側となっているが、県の責による場合や管理者として落ち度のない場合は免れるという認識でかまわないか。また、事業者が責を問われる場合の美術品等の負担はどのように考えればよいか。	入札公告時にお示しいたします。
180	リスク表	展示			実施方針29ページのリスク分担表「美術館支援リスク」の「展示リスク」のうち、「美術品の盗難・破損」のリスクに対する対応としては、保険付保が適切ですか？	入札公告時にお示しいたします。
181	リスク表	展示			展示リスクのほとんどが事業者のリスク負担となっておりますが、収蔵品及び借り受けた展示品等の盗難保険・損害保険等の付保の状況と考え方についてお教え下さい。	入札公告時にお示しいたします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
182	リスク表	展示			「展示リスク」の中の「施設に起因する展示会・作品のトラブル」について、負担者は事業者となっているが、新館と鎌倉館（本館と別館）は区別すべきであり、鎌倉館については施設の所有者が県でもあり、負担者を県とすべきではないか。	要望事項として承ります。
183	リスク表	展示			展示リスクの中の、施設に起因する展示会・作品のトラブルは葉山新館のみの負担リスクとして、鎌倉館の2館については別途検討していただくことは可能なのでしょうか。	要望事項として承ります。
184	リスク表	展示			「施設に起因する展覧会・作品のトラブル」、「施設に起因しない展覧会・作品のトラブル（県の責めによるものを除く）」のリスク分担者が事業者となっておりますが、トラブルというのは具体的にどのようなことを想定されているのか、御提示いただきたい。	「施設に起因する展示会・作品のトラブル」は、空調設備の管理、運営不備による作品の破損等を想定しています。「施設に起因しない展示会・作品のトラブル」は入館者の喫煙・飲食、作品の無断スケッチ、他者への迷惑行為等を想定しています。
185	リスク表	展示			「展示リスク」の「施設に起因する展示会・作品のトラブル」及び「施設に起因しない展示会・作品のトラブル」は負担者が事業者となっているが、各々について具体的な例を列挙して頂きたい。	「施設に起因する展示会・作品のトラブル」は、空調設備の管理、運営不備による作品の破損等を想定しています。「施設に起因しない展示会・作品のトラブル」は入館者の喫煙・飲食、作品の無断スケッチ、他者への迷惑行為等を想定しています。
186	リスク表	所蔵			「所蔵リスク」とは「所蔵中の美術品の盗難・破損」となっており、負担者は事業者となっている。現状の鎌倉館の収蔵庫に収蔵中の美術品に対して、県は保険を掛けておられるのか。この分担とおり、負担者は事業者となった場合、当然保険を掛けるつもりだが、今後購入予定の美術品も含めた30年間の収蔵品の価値の算定は不可能であり、サービスの対価に保険料を含めて入札するのは困難な為、新規購入毎に保険料をサービスの対価に上乗せする方式を検討願いたい。	要望事項として承ります。なお、県は鎌倉館の美術品に対し火災保険以外は付保しておりません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
187	リスク表	所蔵			所蔵リスクは事業者負担となっていますが、「実施方針P36)事業の範囲」において「なお、展示会の……、美術作品の収集・保管等……は、従来とおり県が行う。」とあります。これは、県に保管義務があると解釈できますが、保管中の美術品が、盗難、もしくは破損した場合、事業者がリスクを負うと理解してよろしいですか。	警備、空調管理等事業者の業務上の責により盗難もしくは破損した場合（事業者の責により収蔵庫から美術品が盗難）等明確に事業者の帰責事由がある場合は、事業者の負担となります。県に帰責事由がある場合は県の負担とします。
188	リスク表	所蔵			実施方針P3最下行に「美術品の収集・保管等の公立美術館……。」とあり、他方リスク分担表の収蔵リスク（所蔵中の美術品の盗難・破損）は事業者負担となっています。保管責任と収蔵リスクとの関連について、具体的に明示して下さい。	保管責任は原則的に県にありますが、警備についてはPFI事業者の業務であり、所蔵リスクは民間事業者の責任の範囲にあるといえます。
189	リスク表	所蔵			所蔵リスクは事業者負担となっておりますので、盗難時等の対応措置として損害保険の付保を検討する必要があります。そこで質問ですが、各収蔵品の時価査定について現状のトータルで結構ですので教えてもらえないでしょうか。	入札公告時にお示しいたします。
190	リスク表	所蔵			美術館支援における所蔵リスクについて、事業者のリスクとなっておりますが、管理を行う美術品を金額換算した場合、どれ位の価値になるのか、御教示下さい。	入札公告時にお示しいたします。
191	リスク表	図書閲覧			図書閲覧リスクにおける「（図書の切り取り、盗難は除く）」とは具体的にどのようなイメージでしょうか。	設備の破損、警備不手際による室内の什器・備品の盗難を想定しております。
192	リスク表	ミュージアムショップ			ミュージアムショップで販売するグッズで、美術館から協力を受けた版画やアクセサリーなどの作品自体に問題が生じることにより発生する損害についてはどう考えればよろしいでしょうか。	事業者の負担と考えております。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
193	リスク表	状況			「システムリスク」のうち「通常使用に関するもの」は負担者は県となっているが、通常使用とは何か、具体的に説明をお願いしたい。	日常、美術館職員や利用者が情報システムを使用することです。
194	リスク表	状況			通常使用に関するものは、県の負担となっていますが、どのような範囲までを県のリスクと考えているのでしょうか。また、このリスクに該当する費用は、サービス対価とは別に支払われると考えてよろしいのでしょうか。県の考えを具体的に聞かせください。	日常、美術館職員や利用者が情報システムを使用することです。後段については、御質問のとおりです。
195	リスク表	状況			「ハード・ソフトの更新に関するもの」はリスク負担者が県になっているが、これはハード・ソフトの更新費用は県が負担すると理解してよいか？	ハード・ソフトの高スペック化への対応は県の負担としていますが、通常使用レベルの維持範囲内におけるハード、ソフトの陳腐化については民間事業者の負担とします。
196	リスク表	状況			ハード・ソフトの更新に関するものは、県の負担となっていますが、ハード・ソフトの交換時に掛かる費用は、サービス対価とは別に支払われると考えてよろしいのでしょうか。県の考えをお聞かせください。	ハード・ソフトの高スペック化への対応は県の負担としていますが、通常使用レベルの維持範囲内におけるハード、ソフトの陳腐化については民間事業者の負担とします。
197	リスク表	状況			機器及びソフトの更新については、県が事業者との協議によって、更新時期・機種等を定め、その費用は、サービス対価とは別途に、県が事業者を支払うと理解してよろしいですか。	ハード・ソフトの高スペック化への対応は県の負担としていますが、通常使用レベルの維持範囲内におけるハード、ソフトの陳腐化については民間事業者の負担とします。
198	リスク表	状況			美術情報システムにおける更新リスクは「県」負担とされていますが、これはハード・ソフトの入れ替え時には、新たな追加費用を都度「県」で予算化していただけと考えてよいのでしょうか。	ハード・ソフトの高スペック化への対応は県の負担としていますが、通常使用レベルの維持範囲内におけるハード、ソフトの陳腐化については民間事業者の負担とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
199	リスク表	状況			「ハード・ソフトの更新に関するリスク」とは、提案者が想定している定期的な更新スケジュール以上に、ハード・ソフト更新が早まった場合の入れ替え費用と考えるよろしいでしょうか。	契約時に想定している定期的な更新スケジュールを県の事情により早める場合や、ハード、ソフトの高スペック化への対応を想定しております。
200	リスク表	状況			美術館情報システム連携先のシステム（例えば、国内外の美術館等）がバージョンアップや新規導入などにより、連携がとれなくなった場合は、どのように考えればよろしいでしょうか。	御質問のような場合は、県の事情によりハード・ソフトの高スペック化が必要となった場合に該当しますので、県が負担するものといたします。

2. 業務概要 Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	1				県が直接実施する美術館業務をより具体的にイメージする参考として、新館完成後の県職員（管理職、学芸員、一般職員）の配置・職務分担（数と体制図）につき、新館、本館、別館を併せたものを教えて頂きたい。	新館完成後の人員配置については、開館時まで未定です。
2	1				葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアムショップ、葉山新館駐車場は事業者の独立採算とするがあるが、一方で社会教育施設としての美術館における調和あるオペレーションを要望されているように見受けられる。採算性を重視しすぎた計画では、審査上評価されないということか。であれば、独立採算ではなく、公共サービス購入型にすべきと考えるがいかがか。	独立採算で行うと設定した背景は、民間のノウハウが発揮できる分野であり、事業者の創意工夫により運営や施設内容についてより効率的な提案が期待される業務であると考えているためです。したがって、採算性について重視することは当然と考えますが、美術館の付帯施設であることは考慮願います。
3	1				“...公立美術館の運営にあたっては、利潤を追求するものではなく、...”と記載されておりますが、事業者が独立採算にて行う新館喫茶・レストラン等の運営は利潤を追求しなければなりません。その為には、独立採算施設自体の魅力を高める事は勿論ですが、新館入館者数を増加させることが不可欠です。この点に関しまして、新館の集客力をアップさせる為の施策として、展覧会の内容を充実させる事以外に何か具体的な策をお考えでしたら御教示頂けますでしょうか。（例えば、鎌倉館との共通入場券を設ける等。）また、現在このような集客力アップに関する業務の担当者が県サイドに存在するの否か、仮に存在しないのであれば本事業に関して設置する予定があるの否か、併せて御教示願います。	広報等の集客力アップのための施策については、現在その内容について検討を進めています。現在、管理課に広報担当者は設置しておりますが、集客力アップに関する業務は広報担当者だけでなく学芸員を含めて館をあげて対応していきます。
4	3				新館計画地におけるCATVの会社名をご開示頂けないでしょうか。	横須賀市に所在する株式会社シーエーティーヴィ横須賀（通称：ケーブルテレビCATV）を想定しています。
5	3				家屋影響調査の範囲について県の指定はあるのですか。あるとしたらどちらで確認できるのですか？	家屋影響調査の範囲について、県の指定は提示しませんが、必要な業務は事業者に判断していただきます。
6	4				「乗用車50台駐車できる。バスは2台分の停車が可能」とあるが、この仕様の根拠は何か。また、VE提案において、駐車台数の増減提案は可能か。	過去の鎌倉館における展覧会の最大入館者数をもとに葉山町における車の利用状況等を勘案し、必要駐車台数を積算しました。駐車台数の増減提案については、既存の建築許可や施設の設計に大きく影響する事柄ですので、慎重な検討が必要であると考えられます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
7	4				<p>【 美術館システム】 - 【イシステムの概要】中に『***定期的に更新を図るとともに運用支援を行う』とありますが、ホームページ情報や各種データベースの更新作業について、職員殿が実施する前提で、職員殿が容易に更新作業をするための環境を構築すれば良いのでしょうか？それともその都度発生するホームページ等の更新作業も事業範囲に含まれるのでしょうか？</p>	<p>ホームページの更新については、職員が情報内容を提供し、更新作業は事業者の事業範囲に含まれます。各種データベースの更新作業は職員が行います。</p>

3. 業務要求水準書(案)Q&A

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般				各業務の説明における、「非常時・緊急時への対応」の説明文の中で、「予め県と協議したマニュアルに従い、」とありますが、事業者の選定後、事業者と県と協議するのでは、マニュアルの内容を提案維持管理費にうまく反映できるかどうかの不安があります。県よりマニュアルの案等を入札前に公開する予定はあるのですか？	非常時・緊急時への対応マニュアルに関する県の考え方は入札公告時にお示しします。
2	全般				新館の建築物、設備、外構の維持管理に於ける「修理業務」は、修理に要する材料費も事業者負担と考えるのでしょうか？	御質問のとおりです。
3	全般				美術品の盗難および、事故・火災・地震などの緊急時における美術品の損傷のリスクは、全て事業者が負うことになるのでしょうか？	地震に起因するものはフォースマジュールリスクとして整理しておりますが、県と事業者の具体的な責任の範囲は入札公告時にお示しします。また、事故・火災について事業者の帰責事由が明確な場合には美術品も含め事業者負担していただきます。学芸員(県職員)のミスによるものは県の責任とします。例えば展覧会の準備遅延、美術品のメンテナンス(経年変化、人為的な破損)、図書の切り取り・盗難に関しては県の責任としております。また、その他のリスクについては県に帰責事由があるものについては、県の負担と考えております。一方、警備、空調管理等事業者の業務上の責により盗難もしくは破損した場合(事業者の責により収蔵庫から美術品が盗難)等明確に事業者の帰責事由がある場合事業者の負担となります。
4	全般				「破損」に対する維持管理について、自然災害等による破損、入館客の過失による破損、県職員による破損、に対する修繕費用負担は県の負担と考えれば宜しいのでしょうか？	についての具体的な責任の範囲は入札公告時にお示しします。及びは県の負担となります。
5	1	2	(1)	イ	鎌倉館の業務に環境管理業務が含まれないが、規模が小さいため不要という認識でよいか。また、鎌倉館については既に維持管理業務が発生しているが、現状の発注仕様や管理体制(職員が実施しているもの、委託しているもの)についておしえていただけないか。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」に基づき、床面積が3,000㎡未満の建築物である鎌倉館(本館・別館とも)は環境管理業務は不要です。また、現状の維持管理業務については入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	1	2			「当美術館は葉山新館及び鎌倉館（本館及び別館）の2館体制のもとに...、以下のことを考慮した業務計画を作成し、実施する」とあるが、提出する提案書において、維持管理、美術館支援及び備品等整備の各業務についての業務計画を提示することになるのか？	御質問のとおりです。
7	1				メンテナンス業務等について、県内の業者への委託を考える必要があるか。	県内業者への委託は必要条件ではありませんが、望ましいものと考えます。
8	2	2	(3)		「（業務の範囲）新館備品整備業務（視聴覚設備の整備を含む）」とあるが、P48 - P52の備品参考仕様一覧をみても「視聴覚設備」がみあたらない、どこに記載されているのか？	視聴覚設備については、閲覧及び頒布した図面「近代美術館新館新築工事（備品工事）」中でお示ししております。
9	2	3			付帯施設の光熱費は事業者負担となっているが、供給会社へは県の方で一括して払われるので、事業者は県へ支払うということによいか。また、その際の事業者への光熱費の請求としては、供給会社へ支払う全体の料金を使用料で按分するのか、使った使用料に対して一定の単価をかけて請求されるのか。	別メーターにより喫茶・レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場における使用量を算出し、それぞれ供給会社に支払うことを想定しております。
10	2	4			「提供されるサービスの継続性に、十分留意すること」とあるが、サービスの継続性とは具体的に何を意図しておられるのか？	事業者側の都合による長期休業や廃業等により、来館者等に不便をかけることのないようにしてほしいとの趣旨です。
11	2	4			鎌倉館での運営実績があれば、おしえていただけないか	鎌倉館については、施設が狭いところから、これまでミュージアムショップ・駐車場の運営実績はありません。また、喫茶は極めて小規模でありますので比較の対象とはなりません。
12	2	5			基本的に初年度にのみ発生する項目であるが、サービス対価の一部として事業者が負担するという認識でよいか。	御質問のとおりです。
13	2	6			・「業務従事者であることを容易に識別できる服装及び名札等を着用し、作業に従事する。」とありますが、制服については、各業務によって異なると思いますが、県側の指定となりますか、美術館独自の作成となりますか、事業者側の制服でよろしいでしょうか？	事業者側の制服によりますが、受付監視業務については美術館側と協議を行ってください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
14	2	6			業務実施にあたり各有資格者を選任し行なうとあるが、鎌倉館での法定選任業務や特別な選任義務（PCB管理、アスベスト管理等）の必要性についておしえていただけないか。	本館：危険物取扱者（地下重油タンク）、特別管理廃棄物管理責任者（廃棄コンデンサ[廃PCB]）、別館：第三種冷凍機械責任者（ヒートポンプ）があります。このうち第三種冷凍機械責任者については、当該施設が第二種製造所のため資格は本来不要ですが、第一種製造所に準じた取扱をしています。
15	3	9			提出の要請があった場合は、どのくらいの期間内に提出すればよろしいでしょうか。	日報の場合は当日、それ以外は協議のうえ個々に定めます。この場合、鎌倉館の実績では業務の種類により2～3日程度の範囲で契約で定めています。
16	3	10			鎌倉館は既に警備システム等が構築されていると思われるが、そのシステムを継続して使用するという考えでよいか。	現在業務を受託している事業者において支障がなければ、継続使用は差し支えありません。
17	3	11			「業務に支障のない状態を保持していれば設備機器等の更新をして引渡す必要はない」とあるが、法定耐用年数あるいは償却年数を越えても、支障のない状態を保持していれば問題ないということか？又、提案書で提示した修繕計画と引渡し時点の実態が異なっても問題はないか？	設備機器等については、御質問のとおりです。修繕計画については、要求水準を満たしていれば問題ありません。
18	3	11			業務に支障のない状態を保持していればよいとのことであるが、引渡し後の機器について保証期間等の考えはあるのか。引渡し時点で運転に支障がなければ、その後の故障発生リスクは問われないという認識でよいのか。	保証期間については考えておりません。
19	3	12			修理とは原状機能の回復のみで、機能性アップや陳腐化に伴う見直し等は含まれないという認識でよいか。	御質問のとおりです。
20	3	用語			「機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復」とありますが、美術館の機能アップなどに伴う「グレードアップ」まで範囲に入るとは無いと考えてよろしいのでしょうか？	御質問のとおりです。
21	3				業務に支障のない状態を保持しているかどうかの判断は誰がどの様に下すのでしょうか。また、県が判断を下す場合、事業者は県と協議できる余地はあるのでしょうか。	県が検査を行い、判断します。判断にあたっては、事業者から意見を聴きます。
22	5				建築物の初期性能及び機能を上回るものを追加する業務に関しては別途県が負担すると考えて宜しいのでしょうか？	御質問のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
23	5				美術館長と協議の上実施するとあるが、館長はどのような権限に基づき事業者と協議し、指示するのか。	館長は美術館という公共施設の管理者であり、修理が展覧会の開催等に支障をおよぼさないよう、修理についても監督する必要があります。
24	5				葉山新館における業務の実施につき、「点検等により修理等が必要と判断された場合、近代美術館長と協議の上、実施する」とありますが、維持管理リスクが事業者側の負担となっているにも関わらず近代美術館長と協議するという点に疑問を感じます。美術館長の職務上の権限を明確にして頂けないでしょうか。	館長は美術館という公共施設の管理者であり、修理が展覧会の開催等に支障をおよぼさないよう、修理についても監督する必要があります。
25	6	3	(2)	イ、ウ、エ	展示替えに伴って発生する修復等を行なうこととなっているが、どの程度の傷み具合とその修復を想定しているのか。また、当初想定された展示等の頻度が著しく増えることにより発生する修復についても、サービスの対価で見なければならぬのか。	展示替えに伴って発生する修復とは、ほとんどの場合、壁面と床面にかかわりますが、壁や床を全部張り替えるといったものではなく、1年に1度程度、釘穴のような痛んだ部分を修理し、10年に1度ほどの割合で部分的な張替えを含めた中規模の修復を行うことです。ただし、壁については3年に1度程度の塗装が必要になると考えます。なお、展示頻度が著しく増加することはありません。
26	6	3	(2)	イ、ウ、エ	「展示替えに伴って発生する修復」とありますが、どの程度の修復作業が発生するのか、具体的にご提示いただきたい。	展示替えに伴って発生する修復とは、ほとんどの場合、壁面と床面にかかわりますが、壁や床を全部張り替えるといったものではなく、1年に1度程度、釘穴のような痛んだ部分を修理し、10年に1度ほどの割合で部分的な張替えを含めた中規模の修復を行うことです。ただし、壁については3年に1度程度の塗装が必要になると考えます。
27	6	3	(2)	イ、ウ、エ	展示替えに伴って発生する修復を行うこととなっていますが、現在、鎌倉館(本館・別館)で修復に関する事項(費用の内訳等)を、詳しくお教え頂きたく存じます。	現在は予算の関係上、展示替えごとに行っているのは、簡単な釘穴の補修を行う程度です。現在、鎌倉館における修復に関する事項で、公表できる資料はありません。
28	10	a	(1)		シミュレーションの設置場所の確保は県が行うのか、事業者が行うのか。	事業者が行います。
29	10	a			自然採光の現場でのシミュレーション及び実寸モックアップに照明効果の確認等の実験計画書とその費用も提出する提案書の内容に含まれるのか？	含まれます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
30	10	a			(1) 自然採光の現場シミュレーションに関して、具体的な規模・仕様等をご提示いただきたい。(2) 実寸モックアップによる照明効果の確認について、具体的な規模・仕様等をご提示いただきたい。(3) 照明器具の試作品の作成に関して、具体的な数量等をご提示いただきたい。	入札公告時にお示しします。
31	10	c			「c.便所」における「多機能便所」とは具体的にはどのような機能を有しているものなのか、教えていただきたい。	高齢者、障害者や乳幼児を伴った親等、だれにもやさしい「ユニバーサルデザイン」と呼ばれるものをイメージしています。
32	10	d			あずまやに関する維持管理、修繕、リスク分担当に関する説明を願いたい。	設計者の選定を除く整備・維持管理の一切が対象となります。
33	10	d			あずまやは「美術館の屋外展示の一環」となっているので、これは入札価格に含まれないと考えてよいか？	入札価格に含まれます。なお、県が想定する金額を入札公告時にお示しします。
34	10	d			あずまやの整備・維持管理・運営等に関し、事業者が関与する部分があれば具体的にご提示いただきたい。	設計者の選定を除く整備・維持管理の一切が対象となります。
35	10	d			あずまや製作のためのコストは、入札金額に算入するのでしょうか。また、仮に算入するとした場合、その金額はどの程度のものなのでしょうか。	入札価格に含まれます。なお、県が想定する金額を入札公告時にお示しします。
36	10	d			業務要求水準書(案)10ページに、「あずまやを設計者及び美術館の指定する作家に作品として依頼する」とありますが、見積り用の図面の提示時期はいつ頃ですか？もし、提案書提出時に図面がない場合、県の予定している予算を開示いただけるのでしょうか？	県が想定する金額は入札公告時にお示しします。
37	10	d			「あずまや」の実施設計完了と工事着手時期はいつ頃の予定でしょうか。「あずまや」の整備費用及び維持管理費用も本件PFI事業のサービス対価に含めるのでしょうか？(サービス対価に含めるとした場合)現在、県が指定を行おうとしている作家のお名前、及びデザイン料等の費用はいつ頃ご提示される予定でしょうか。	設計完了及び工事着手は建物竣工にあわせて事業者で対応することになります。また、あずまやの整備費用及び維持管理費用については御質問のとおりですので、県が想定する金額を入札公告時にお示しします。ただしあずまやの作家については契約時にお示しします。
38	10				あずまやに関する、設計及び作家の費用、工事費は、県・事業者のどちらの負担と考えれば宜しいのでしょうか？	あずまやに係る費用は事業者の負担とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
39	13				鎌倉館で実施している清掃業務について以下の内容をお教え頂きたく存じます。 ・ 日常清掃、定期清掃の業務仕様（特に展示室、収蔵庫については詳しく） ・ 使用しているワックス、洗剤	入札公告時にお示しします。
40	13				「特に展示室、収蔵庫の清掃は美術館職員の指示に従うこと。」とありますが、具体的にどの様な指示を指しているのですか？清掃業務費用に係わるような内容はあり得るのでしょうか？	展示室に関しては、現場に合わせて展示作業、展示作品に影響がないような指示をします（例：展示作業との時間差の設定、乾式清掃場所の指定、清掃作業禁止場所の指示等）。また収蔵庫の清掃は学芸課で行うので、清掃の依頼があった場合に対応すればよいと考えます。収蔵庫周りの作業室、一時保管庫についても学芸課の責任で清掃しますが、美術運送車が入る搬入口、荷降ろし室については乾式清掃か湿式清掃かの指示を学芸課職員が出します。
41	13、14				清掃の対象範囲は全ての部分という認識でよいのか。また、日常清掃、定期清掃についての周期指定や曜日・時間帯等の指定はあるのか。（鎌倉館も同様）	範囲については御質問のとおりです。周期指定等については、現在は日常清掃の時間帯、定期清掃の時期、回数及び時間帯を指定しており、今後も美術館運営の支障とならないよう、指定させていただきたいと考えます。
42	14	3	(1)	イ、	・床の仕上げ材に、ビニールシート・フローリングなどあるが、床面にワックス類を塗るのは可能ですか？現在、使用しているもの、指定があればお教え願いたい。	葉山新館についてはビニールシート・フローリング部分は可能です。ワックス種類については入札公告時にお示しします。
43	15	4			廃棄物処理費は県が別途負担となっているが、入退館の管理や廃棄物業者への手配などは事業者が行うという認識でよいのか。（鎌倉館も同様）	廃棄物の施設外での処理は県が行いますが、施設内での廃棄物の収集、ごみ置き場等への集積及び廃棄物業者への引渡し等の業務は事業者が行います。
44	15				事業者が処理する範囲は、「敷地内集積」と考え、敷地外処理は県が行うと考えれば宜しいのでしょうか？	御質問のとおりです。廃棄物の施設外での処理は県が行いますが、施設内での廃棄物の収集、ごみ置き場等への集積及び廃棄物業者への引渡し等の業務は事業者が行います。
45	16				植栽管理の周期指定や曜日・時間帯指定等はあるのか。（鎌倉館も同様）	葉山新館、鎌倉館ともに入館者に支障がないように曜日・時間帯を指定します。
46	18	3			機械警備は適切なシステムを採用するとあるが、部屋ごとの重要度にあわせた監視方式等の細かな定義については、予め提示されるのか。	県が想定した監視カメラの位置は設計図書でお示ししておりますが、警備システム設置につきましては県と協議の上決定します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
47	20	3			美術館開催日程にあわせて、適切な人数の従事者を配置すること（各展示室の面積は設計図書を参考にすること。鎌倉館本館の平成11年度開館日数は、別添のとおり）。となっていますが、従事者数を算出する根拠として、新館各展示室と鎌倉館本館展示室の面積比により、別添の鎌倉館本館の平成11年度実績表に記された人員体制から算出するものと解釈して宜しいのでしょうか？展示物によって、特別な配置や、従事者の増減等を考慮する必要はないのでしょうか？	会場の監視業務は、会場の構成にしたがってくまなく人の目が行き届くように配慮しながら人員を配置するものと考えるので、面積比とは関係ありません。葉山新館の人数については県の要求水準を満たす人員を御提案ください。
48	20	3			開館日程にあわせて適切な従事者を配置することとなっているが、配置する必要のある人数や時間帯等の指定はされるのか。また、当初想定された規模を超えて従事者を配置する必要が生じた場合でも、サービスの対価で見なければならぬのか。	会場の監視業務は、会場の構成にしたがってくまなく人の目が行き届くように配慮しながら人員を配置するものと考えるので、面積比とは関係ありません。葉山新館の人数については県の要求水準を満たす人員をご提案ください。
49	20	4	(2)		展示作品監視業務を警備業務の1つと考え、警備業務に含めて検討することは問題ないか？	通常、展示作品監視業務は、展示室の数箇所に着席し、作品に触れそうになった観覧者に対して注意をするものであり、警備業務とは性格が異なります。
50	20				PFI事業開始後の新館、本館、別館の開館日数はどうなるのか？(維持管理費算定にあたって必要)	昨年度の開館日数につきましては、業務要求水準書(案)35ページ及び36ページを参照してください。PFI事業開始後の開館日数については未定です。
51	22	3			・「美術作品の燻蒸」について、具体的内容を教えて下さい。また、ガスの回収方法についても教えて下さい。	美術作品の燻蒸とは、臭化メチル等の薬剤を用いて虫やカビを殺虫・殺菌することです。ただし薬剤は美術品にとって無害である必要があります。葉山新館には、燻蒸庫がないため、収蔵庫にて実施することとなりますが、ガスが外部に漏れることのないよう、密閉を保つとともに、燻蒸後にガスを回収する必要があり、専門業者による実施が適当と考えます。
52	23	2			「2業務の実施」において、点検により修理等が必要と判断される場合に行う「調査・診断」の費用は、県と事業者、どちらが負担するのでしょうか。	調査・診断に係る費用は、事業者負担とします。
53	23	2			営繕工事は報告に基づき県が実施するとあるが、中期・長期的な工事計画を事前に提示する必要があるのか。また、既に工事計画が予定されているのであれば、内容はおしえていただけるのか。	事前に提示する必要はありません。なお、工事計画の予定は現在の所ありません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
54	23～26				維持管理- 建築物点検業務-1建築物点検の対象、及び、 建築設備保守管理業務-1保守管理の対象について、詳細なデータ（図面、現況、過去の修理内容等）個別に提示して頂きたいのですが。	入札公告時に可能な限りにおいて頒布します。
55	23～34				現在、鎌倉館の維持管理業務を外部委託しているのでしょうか？ 外部委託しているのでしたら、その業者名と連絡先を教えてください。外部委託業者があった場合、その業者に対し、今回のPFI事業者として、改めて業務委託することは可能ですか？	入札公告時にお示しします。
56	24	4			本館の点検について、特に留意事項が列記されているが、この部分の老朽化に伴うリスクは県にあるという認識でよいか。	御質問のとおりです。
57	25	1			近代美術館鎌倉館（本館及び別館）の各種建築設備の保守管理。対象設備は次のとおり。として対象設備名が記載されていますが、それぞれの設備に対して 1）メーカー名 2）型式 3）容量（能力） 等の対象設備の仕様及び対象設備の数量を提示していただきたい。	入札公告時にお示しします。
58	25	1			・近代美術館鎌倉館（本館及び別館）の各種建築設備の保守管理について、各対象設備の設備概要書及び設備図書（意匠図を含む）をいただけないでしょうか？ また、現在の業務仕様書をいただけないでしょうか？ または、お借りできないでしょうか？	入札公告時に可能な限りにおいて頒布します。
59	25	2			建築設備保守管理業務は「保守管理」なので事業者側で修理を行うことになるはずだが、「2業務の実施」においては「営繕工事は報告に基づき、県が実施する」となっている。どう考えたらとらえたらよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおり、鎌倉館については事業者は修理業務を除く点検業務及び運転監視業務を実施することとなっております。
60	25	3	(1)		冷暖房空調設備（本館） ・旧棟は空気循環、風量調節 ・新棟は1, 2階の温度差調整対策、（別館） ・空気循環、風量調節、とありますが、毎日、設備維持管理常駐者による対応が必要と解釈して宜しいのでしょうか？ もし差し支えなければ、現状の管理体制をお教えいただきたい。	本館は常勤職員、別館は委託業者職員により常駐管理を行っています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
61	25				・近代美術館鎌倉館（本館及び別館）の各種建築設備の保守管理について、外注委託先を教えてくださいませんか？ また、その他業務につきましても、各業務の委託先を教えてくださいませんか？	入札公告時にお示しします。
62	26	3	(2)		設備の点検等の記録を保管する場所は、鎌倉館内に限定されるのでしょうか。それとも新館でまとめて保管する等、別の場所での保管は可能でしょうか。	設備の点検記録については、原則としてそれぞれ鎌倉館、葉山新館毎に該当のものを保管することを想定していますが、保管場所については県（美術館）と事業者との間で必要に応じて協議して決定することとします。
63	26	3	(2)		管理記録等の保管期間が定められているが、業務期間終了後の保管物の扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。	県（美術館）に引き継ぐこととします。
64	26	5			設備等の変更は保守管理項目を見直すところがあるが、その際のコストの増減についても協議して決めるという認識でよいか。	保守管理項目の見直しは、コストの増減にはつながらないものと考えます。
65	28	3			要求水準を満たすための清掃方法を決定するために、清掃対象範囲（屋内）の床仕上げ材、仕上げ材毎の清掃対象面積についてご提示をいただけるのでしょうか？	入札公告時にお示しします。
66	28	3			・「展示室については、清掃に使用する洗剤等は、美術館作成品に影響を及ぼす有害物質を発生しないものとする。・・・・・・・・・・」とありますが、現在鎌倉館ではどのような清掃方法を行っているか（使用洗剤類等を含め）教えてください。	入札公告時にお示しします。
67	28	3			・「清掃は、できる限り・・・・・・・・。特に展示室、収蔵庫の清掃は美術館職員の指示に従うこと。」とありますが、展示室、収蔵庫に関する具体的清掃方法、職員の指示内容、主な作業時間帯を教えてください。	展示室に関しては、現場に合わせて展示作業、展示作品に影響がないような指示をします（例：展示作業との時間差の設定、乾式清掃場所の指定、清掃作業禁止場所の指示等）。また収蔵庫の清掃は学芸課で行うので、清掃の依頼があった場合に対応すればよいと考えます。収蔵庫周りの作業室、一時保管庫についても学芸課の責任で清掃しますが、美術運送車が入る搬入口、荷降ろし室については乾式清掃か湿式清掃かの指示を学芸課職員が出します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
68	28				・清掃業務の実施時間を具体的に教えて下さい。現在、シフト表（例）などあれば、教えていただきたい。	現在は次のとおりです。 (1)本館：9時から17時30分まで (2)別館：本館も開館している勤務日は9時から13時まで、本館が休館している勤務日は9時から17時30分まで。 但し、本館に従事する職員は、13時から17時30分の間においては、別館も随時見回り、必要な清掃を行うこととしております。
69	28				清掃業務等、鎌倉館の維持管理業務において、従業員のための場所（着替室、休憩場所等）は確保されるのでしょうか。また業務用の駐車場も確保されるのでしょうか。	場所は確保されます。但し業務従事者の通勤用の駐車場はありません。
70	33				警備業務において、現在のシステム概要を教えてください。	現在の警備システムについては、防犯上の問題がありますのでお示しできません。
71	33	3			機械警備は適切なシステムを採用するとあるが、既存のシステムを事業者負担で改造するということが。	改造を含めて検討していただいております。なお、改造につきましては現在の警備会社との協議を要します。
72	34	3			美術館開催日程にあわせて、適切な人数の従事者を配置すること（各展示室の面積は設計図書を参考にすること。平成11年度開館日数は、別添のとおり）。となっていますが、従事者数の設定は、別添実績表に記載された人員体制、本館：11人（12月4日から3月26日の間は10人）、別館：5人を配置可能にすることを意図しているのでしょうか？ また、括弧書きで、各展示室の面積は設計図書を参考にすること。となっていますが、従業者の配置とは、どのような関係になるのでしょうか？	実績表は、鎌倉館本館及び別館における現況をお知らせしたものですので、事業者からの提案により、人数の変更が考えられます。そのため、人数配置の参考として、展示室面積をお示ししました。
73	34	4	(3)		鎌倉館のミュージアムショップも、葉山新館同様、事業者の独立採算において運営すると理解してよろしいですか。	入札公告時にお示しします。
74	34	4	(3)		運営のみの業務ということで、採算性等は県が負うという認識でよいのか。	入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
75	34	4	(3)		鎌倉館におけるミュージアムショップの販売業務は、事業者の独立採算と考えるのでしょうか？	入札公告時にお示しします。
76	34	4	(4)		入館者受付・展示作品監視において、「(4) 電話交換業務」にかかる業務時間を教えていただきたい。	現在の業務時間は9時から17時までです。
77	34	4	(4)		現在の業務状況（勤務時間、員数等）をご提示いただきたい。	現在の業務時間は9時から17時までです。員数は受付等との兼務で2名で対応しています。
78	34				入館者受付・展示作品監視の従業員の服装について、現在、制服は規定されているのでしょうか。もし制服があるのであれば、それを使用することは可能でしょうか。	現在制服の規定はありません。制服、名札等の作成は事業者が行っており、美術館側で事前承認を行っています。
79	35、36				・ 印は受付・監視者勤務日、/ 印休館日とありますが、無印はどのような意味ですか？ また、本館、別館の受付・監視員の配置場所を教えてくださいませんか？	展示替え期間及び年末年始休館のため無印も休館日です。配置状況については次のとおりです。 本館 1階切符売場1名、1階カウンター-2名、2階受付2名、展示室(第1~第3)6名 別館 1階切符売場1名、1階カウンター1名、2階展示室3名
80	37	1			新館喫茶・レストランにおいて、「喫茶、レストランの他に食事を提供する」とありますが、民間事業の採算にあうように、面積や形状の変更は可能でしょうか。	美術館運営や周辺諸室等への大幅な影響がない範囲であれば、提案は可能ですが、建築許可を再取得する必要が生じる場合があります。
81	37	2			“ 厨房及びテーブル等基本的な設備については事業者が整備する。 ” と記載されておりますが、これはこの部分のコストを独立採算部分にて回収するということを意味しているのでしょうか。また、これも含めまして、独立採算運営となる新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場の各施設につきまして、建設段階及び运营管理段階において県サイドに負担して頂けるコストと営業収益から回収すべきコストの境界を明示して頂けますでしょうか。	県は設計図書に記載されている範囲内でコストを負担します。
82	37	2			店内面積100㎡、席数(店内30、屋外12)、厨房面積20~30㎡とした理由を教えてください。	美術館の付帯施設及び用途地域を勘案し、規模を想定したものです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
83	37	3			レストランの営業時間について「美術館の付帯施設であることを考慮すること」とあるが、通常レストランとして考える22:00~23:00まで認められると考えて良いか？	葉山新館は第一種低層住居専用地域に建設されるため、近隣住民の迷惑とならないよう、営業時間には配慮が必要となりますので、通常レストランの営業時間とは異なると考えています。
84	37	3			「美術館開館時間以外の営業も可能とするが、美術館の付帯施設であることを考慮すること」とあるが、本来、採算の取り難い喫茶・レストラン運営業務を切り離して独立採算とすることを考えると、具体的にどの程度までの裁量を事業者を与えるのかお聞きしたい。	県としては、美術館の雰囲気や損ねないことを前提としていけば、メニュー、金額は事業者の裁量の範囲内です。但し葉山新館は第一種低層住居専用地域に建設されるため、近隣住民の迷惑とならないよう、営業時間には配慮が必要です。なお、休館日の営業を行う場合は建築許可を再取得する必要が生じる可能性があります。
85	37	3			「...考慮する」となっていますが許される営業可能な時間は何時から何時までとお考えでしょうか？	葉山新館は第一種低層住居専用地域に建設されるため、近隣住民の迷惑とならない営業時間とすることが必要になります。
86	37				入館の人間導線が不明確なため、御質問いたします。開館時間内でも入館料を払わずに、喫茶・レストランだけを利用することはできるのでしょうか、県の考えをお聞かせください。	御質問のとおりです。葉山新館の喫茶・レストラン及びミュージアムショップは入館料を支払わずに利用することができます。
87	37				レストランサービスの一つとして、新館の庭園部分を利用したガーデンパーティー等(休館日、開館時間以外)は、認められるか？	催し物の目的・内容が美術館活動に関係するものであれば、可能と考えます。なお、休館日の営業を行う場合は建築許可を再取得する必要が生じる可能性があります。
88	37				レストランの運営については30年間は絶対条件でしょうか。例えば、赤字経営が続いた場合、用途変更は可能でしょうか。	期間については絶対条件であり、用途変更は認めません。
89	37~39				レストラン、ミュージアムショップ、駐車場は、美術館の休館日も当然営業可能か？その際駐車場を一般開放することは可能か？(例えば、夏の海水浴シーズン)	これらは原則として美術館利用者のための付帯施設ですが、近隣住民に迷惑にならないよう配慮すれば営業可能であると考えています。なお、休館日の営業を行う場合は建築許可を再取得する必要が生じる可能性があります。
90	38	3			「商品は近代美術館長と協議の上、事業者が決定する」とあるが、独立採算によりミュージアムショップ運営業務を任される事業者は、具体的にどの程度まで、協議によって商品の制約を受けることになるのか、お聞きしたい。	美術館のイメージとかけ離れている商品や売らない、神奈川県立近代美術館のイメージを高め、広めるという原則に基づいて協議をし、その線で美術館側が協力していきます。扱う商品については一覧表を提出してもらい、それをもとに定期的に協議を行います。
91	38	3			美術館開館時間外の営業も可能となっておりますが、レストランのみの利用も可能ということでしょうか？	御質問のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
92	38				鎌倉館(本館・別館)で販売している商品がございましたら、以下の内容でお教え頂きたく存じます。・商品名 ・取扱数量 ・金額 ・年間の販売量	(商品名)展覧会図録、展覧会はがき (取扱数量)展覧会図録56種、展覧会はがき23種 (金額)展覧会図録200~2,600円、展覧会はがき100円 (H11年度の販売量)展覧会図録9,458冊、展覧会はがき15,808枚
93	38				・県が指定する商品の在庫管理については、事業者側がおこなうこととなると思うが、具体的な取引方法を教えていただきたい。	入札公告時にお示しします。
94	38				「商品の開発にあたっては、美術館の協力を得ることができる」となっておりますが、「協力」は、無償と考えてよろしいのでしょうか?	御質問のとおりです。
95	38				30年の契約期間終了後、事業者にて開発した商品の在庫等の扱いはいかがお考えでしょうか?	入札公告時にお示しします。
96	38				「商品は近代美術館長と協議の上、事業者が決定する」とあるが、館長の拒否権はできるだけ限定したものにしたいが如何か。	美術館のイメージとかけ離れている商品を買らない、神奈川県立近代美術館のイメージを高め、広めるという原則に基づいて協議をし、その線で美術館側が協力していきます。扱う商品については一覧表を提出してもらい、それをもとに定期的に協議を行います。
97	39	2、3			・ 葉山新館の駐車場は「原則として美術館利用者のために施設」とあるがこれは「美術館開館時間以外の営業も可能」とされている喫茶・レストランのみの利用者による駐車場利用を原則認めないということか? ・ 「駐車料金は町営を含む近隣駐車場との均衡を図るため、県と協議の上、決定する。」とあるが、独立採算により駐車場管理運営業務を任せられる事業者は具体的にはこの協議によってどの程度まで制約をうけることになるのか? ・ このような制約がある駐車場管理運営業務を、「資料1」22ページにおいて事業者による独立採算事業と位置づけているのはなぜか?	駐車場は独立採算を基本としているので、レストランのみの利用者による駐車場利用は可能です。また、駐車料金に関する県の考え方は、入札公告時にお示しします。駐車場管理運営業務を独立採算事業で行うと設定した背景は、民間のノウハウが発揮できる分野であり、取り組み次第で収益性を高めることが見込める業務であると判断したためです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
98	39	3			「駐車料金は、……県と協議の上、決定する。」とありますが、どの程度の金額を想定しているのですか。付近相場の駐車料金を把握しているのであれば、ご提示いただきたい。	県の考え方は入札公告時にお示しします。 参考までに近隣の公営駐車場の駐車料金は次のとおりです。例1) 県立葉山公園駐車場(大型車対応なし) 夏期: 小型車・普通車1,050円 / 1回、二輪車100円 / 1回 夏期以外: 無料 例2) 長者ヶ崎駐車場 夏期: 小型車・普通車400円 / 1時間、大型車1,200円 / 1時間 夏期以外: 小型車・普通車300円 / 1時間、大型車900円 / 1時間
99	39	3			駐車場は原則として有料が前提となっていますが、現存する他の美術館や レストランでも有料のところは無いように思われます。施設利用者はなんらかの方式により無料とする提案は可能ですか。	駐車場は事業者の独立採算を前提としているので、提案は可能と考えます。
100	39	3			駐車場運營業務において、「駐車料金は県と協議の上、決定する」とあるが、提案・採用時に事業者側で想定した料金と、後日の協議の段階で決定された料金とに差額が生じ、事業採算がとれなくなった場合は、どのように考えるのでしょうか。	駐車場料金に関する県の考え方は入札公告時にお示しします。事業採算については、事業者の責任と考えます。
101	39				駐車場も独立採算ということであるが、駐車料金は県と協議の上、決定されるとありますが、どの時点で決定される予定なのか。その場合「無料」ということも有り得るのか。	県の駐車場料金についての考え方は入札公告時にお示しします。
102	39				美術館、レストラン来館者専用駐車場として考えるべきか。場所柄、夏季には別の目的で利用されてしまい、来館者が利用できない状況も予想されます。この場合の規制・誘導状況も事業者は問われるのか。	原則としては美術館利用者の為の施設ですが、その他利用も美術館運営に支障のない範囲で可能です。規制・誘導状況については御質問のとおりです。
103	39				レストラン等利用者に対して、駐車場を無料開放とすることは可能でしょうか、県の考えをお聞かせください。	駐車場は事業者の独立採算を前提としているので、提案は可能と考えますが、美術館利用者との均衡に配慮する必要があると考えます。
104	39				来館者に支障のない範囲で非来館者に駐車場を開放(別料金)することは可能か? また、団体客対応として、バスを駐車させることは可能か?	駐車場料金に関する県の考え方は、入札公告時にお示ししますが、駐車場は事業者の独立採算を前提としているので、提案は可能と考えます。バスは乗降のための停車のみを可能とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
105	39				<p>駐車場は独立採算制ということで、県が借りる場合も一般契約料金という認識でよいか。また、貸し付けの形態としては、美術館利用者が対象となると時間貸し対応が中心になるが、繁忙期以外については外部貸しも可能ということがかまわないか。</p>	<p>駐車場料金に関する県の考え方は、入札公告時にお示しします。</p>
106	40	3			<p>現在蓄積しているデータの移行とありますが、 ・データ種類（テキスト、イメージ、ムービー等） ・データ形式 ・データ件数 についてご提示いただけないでしょうか？</p>	<p>近代美術館のデータはテキストのみ、MS access及びMS Excelに蓄積しています。現在（H12年8月）の蓄積データ件数は所蔵作品約8,000件、図書資料約20,000件です。</p>
107	40	5			<p>事業者の所有で、県はフルメンテナンスのリースを受けるとのことであるが、データ管理上のリスクや通信トラブル（県の責によるものを除く）等は全て事業者が負うという認識でよいか。また、システム陳腐化に伴う機器・ソフト更新については、サービスの対価に含まれるという認識でよいか。</p>	<p>通常使用におけるデータ管理上のリスクや通信トラブル等については御質問のとおりです。一方、急激な技術革新によるシステムの陳腐化については県のリスクとします。</p>
108	40				<p>美術情報システム整備及び運用支援業務に当たっては、PFI事業者に対し、学芸員等の専門家を必要とするレベルのサービスが要求されますか？</p>	<p>要求しません。</p>
109	40				<p>美術情報システムにおいて、現在、鎌倉館で使用されている機材は利用してもよろしいのでしょうか。そうであれば、入札公告時に提示される構成機器一覧に、既存の機材一覧も添付していただきたい。</p>	<p>現在のシステム機器については、リース物件の為、葉山新館で新たに導入されるシステムでは利用できないと考えます。</p>
110	40				<p>実施する業務の中に「所蔵作品及び美術図書システムについては、現在蓄積しているデータを移行できること。」とありますが、鎌倉本館・別館ですでに運営しているシステムとの協調が必要と思われる。業者選定、諸条件など既存の影響を考慮の必要があれば提示下さい。</p>	<p>現在のデータは市販ソフトで対応しているので、蓄積データの移行は容易と考えられます。よって業者選定など既存の影響を考慮する必要はありません。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
111	41	2			鎌倉別館に職員用業務端末設定の予定は無いのか。(資料2では葉山新館と鎌倉本館・別館がネットワークで接続されている。)	現在は本館にのみ職員用業務端末の設置を予定しています。
112	41	3	(1)		「内部管理用のデータベースの中で公開可能な情報や画像を県民や美術館利用者に提供」とあるが、神奈川県民以外の閲覧に関する規制は必要か。	必要ありません。
113	41	3	(1)		インターネット経由で内部管理用データベースの中の公開可能な情報や画像を提供する行為は、データベースへアクセスするためのファイヤーウォールのポートを開くことか。(セキュリティが低くなる)データベースを職員用(イントラネット)と公開用(インターネット)に2重化することは可能か。	インターネット経由で情報や画像を提供する行為は、内部管理用データの公開可能な部分をWWWサーバーに移行させて情報提供を行い、内部LANのセキュリティを確保します。
114	42	3	(2)		クライアントサーバ方式とあるが、WWWサーバ(ホームページ情報)を必ず葉山新館に設置しなければならないのか。ASPやiDC等の利用は可能か。	可能と考えますが、新館に設置した場合と同等以上の速度と操作性が必要です。
115	42	3	(2)		クライアントの端末(職員用、来館者用)は、1種類の端末(例えば、Apple社のマッキントッシュ)として想定するのか、多様な端末(例えば、マッキントッシュ以外にWindows系、UNIX系、セットトップボックス等)を想定するのか。	現状ではWindows系を想定していますが、Macintosh OSの動作する機種が1台必要と考えています。
116	42	3	(2)		OAソフト(ワード、エクセル、アクセス、パワーポイント)とあるが、マイクロソフト社製オフィスソフトを指定しているのか。	御質問のとおりです。(指定した4種のソフトが含まれていればオフィスセットでも可能です。)

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
117	42	3	(2)		周辺機器とは具体的に何をさしているのか。また、職員用業務端末全てに必要なのか。	プリンタ、スキャナ、MO等の機器を指します。詳細な内容については入札公告時にお示しします。
118	42	3	(2)		「(2)ハードウェア」において、「外部とのデータ交換(版下等)のため、MACパソコン及び周辺機器が必要」とありますが、Macintoshだけの端末によるネットワークを構成してもよいのか、MacintoshならびにWindowsパソコン両方が利用できるネットワーク構成とするのか、それともWindowsパソコンだけのネットワーク構成として、Macintosh端末はスタンドアロンとしてもよいのでしょうか。	ネットワークの構成は主にWindows系を想定しています。Macintosh端末についてはWindowsに交換するためのソフトを組み込む必要があると考えています。またネットワークでの使用を想定しています。
119	42	3	(3)		葉山新館と鎌倉本館を結ぶネットワークは専用線にて接続することか。	御質問のとおりです。
120	42	3	(3)		「(3)ネットワーク」において「葉山新館と鎌倉本館を結ぶネットワークを構築します」とありますが、鎌倉館別館も対象としたネットワーク構築の提案をしてもよろしいでしょうか。	現在は本館にのみ職員用業務端末の設置を予定しています。
121	41	3			「3 情報システムの概要」において、「国内外の美術館との業務上コミュニケーションツールの役割を果たします」とありますが、これは具体的なアプリケーションでの連携を想定しているのでしょうか。それともe-mail程度のコミュニケーションツールを想定しているのでしょうか。	具体的なアプリケーションでの連携は想定していません。e-mail程度のコミュニケーションツールの想定と考えています。
122	42	4			セキュリティの配慮を考えるうえで、ファイアウォールを設けても、ネット上からのハッカーの被害を100%防げる保証はありません。万が一被害を受けた場合、復旧作業等に係わる費用は、県、事業者どちらが負担するのでしょうか。県の考えを具体的にお聞かせください。	事業者のリスク範囲内と考えます。
123	44	所蔵作品管理システム			内部管理として拡大画像とあるが、最大解像度(4000×5000ピクセル?)の画像をディスプレイで参照する必要があるか。	拡大画像や高精細の画像を要求しますが、詳細については入札公告時にお示しします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
124	44	所蔵作品管理システム			上記の場合、高度な表示装置（ディスプレイ等）が必要となるが、機器構成に含むか。	入札公告時にお示しします。
125	45	所蔵作品管理システム			画像の取り直しは4×5インチ（ポジ）と考えて良いか。	御質問のとおりです。
126	45	所蔵作品管理システム			画像入力はまず1,000点とあるが、残りのデジタル化も事業に含むか。	PFI事業では実施しません。
127	45	所蔵作品管理システム			画像のオリジナル情報を蓄積するメディアはCD-ROM, DVDと考えて良いか。	御質問のとおりです。
128	45	所蔵作品管理システム			上記の場合、CD-ROM, DVDのチェンジャーを機器構成に含めるか。	機器構成については入札公告時にお示しします。
129	46	資料2			葉山新館からインターネットへ接続するに際して、指定するキャリア、プロバイダーは存在するのか。	存在しません。
130	46	資料2			Eメールサーバが明記されていないが、利用する場合、サーバの運用形態は、葉山新館に設置するのか、プロバイダーのサービスを利用するのか。	Eメールサーバは、WWWサーバと共用で想定しています。
131	47	4			「.....の維持管理については、各備品の耐用年数を考慮し、事業者が対応する。」とありますが、事業者の維持管理期間中に、更新の必要がある備品については、その費用を、維持管理費用に含めるものと理解してよろしいですか。	備品の更新費用はサービスの対価に含めます。
132	47				「新館開館後の維持管理については、各備品の耐用年数を考慮し、事業者が対応する」とあるが、耐用年数を考慮した備品の更新費用は、サービスの対価に含めて入札することになるのか。	備品の更新費用はサービスの対価に含めます。
133	53	1			鎌倉館から葉山新館へ搬送される美術作品・美術図書、及び搬送に伴う梱包作業のために、鎌倉館本館から別館へ搬送する同作品、図書の数量はどの程度と想定されるのですか。	鎌倉館本館から別館に搬送する図書資料はありませんが、美術作品については約350点です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
134	53	2			美術作品の搬送で使用する美術専用車は、県で所有しているのでしょうか。また、所有している場合はそれを利用できるのでしょうか。	県は美術専用車を所有していません。
135	53				資料1 - 2 近代美術館の業務概要で現在の所蔵品約7,900点となっており、搬送の想定量の別紙参考資料も所蔵品7,917点及び図書資料2,644箱となっておりますが、葉山新館開館年度内に、全ての美術作品及び図書資料を葉山新館に搬送するのでしょうか？その場合、PFI契約期間内に所蔵品の展示を鎌倉館（本館及び別館）で行う場合の搬送費は県負担と考えるとよろしいのでしょうか？また、その場合鎌倉館（本館及び別館）の収蔵庫及び書庫の扱いはどのようになるのでしょうか？	美術作品については、全作品の中で鎌倉館別館収蔵庫に残す作品と葉山新館へ搬送する作品を美術館職員の指示により選別し、15年度末に搬送を完了させます。図書資料については葉山新館竣工後、速やかに全資料を移送してください。PFI契約期間内における鎌倉館への搬送費は御質問のとおりです。また、鎌倉館の収蔵庫及び書庫の扱いは、現時点では変更の予定はありません。
136	54	2			箱数2,644箱と示されていますが、この数量には蔵書56,000冊も含まれると理解してよろしいですか。	2,644箱は、鎌倉館から葉山新館へ移転する図書資料56,000冊の容量を現段階で想定した数です。ただし、箱のサイズは業務要求水準書（案）で示した標準の他に大型、超大型のサイズがあるため、入札公告時にお示しします。
137	54				葉山新館へ移転が予定されている所蔵品のサイズ以外の内訳は提示していただけないのでしょうか。提示していただく場合、所蔵品の中で国宝や重要文化財、及び主な作品の時価評価額などはご提示していただけますでしょうか。作品移転時と保管等のリスク把握の為、事業者として把握したいと考えております。	所蔵品の中には、国宝や重要文化財はありません。また主な作品の時価評価額については、現時点では移転作品が決定していないためお示しできません。
138	55				今回の提案の中で新館サインも提案することが必要となるのか確認したい。新館サインについては今回の短期間の提案にて詰める内容ではないと認識しており、また提案にあたっては事業者としての外注費用が生じ提案に際しての過度な負担となるが、県の認識はどうか？	デザインの提案は必要としませんが、事業者決定後のデザインの作成、提案の方法については、提案書の内容に含まれます。具体的な内容は、入札説明書においてお示しします。

神奈川県立近代美術館新館（仮称）

施設整備等事業

VE 提案要領等に関する質問への回答

平成 12 年 9 月 8 日

神奈川県

凡 例

- ・平成 12 年 8 月 10 日から 8 月 15 日に受け付けた、神奈川県立近代美術館新館(仮称)施設整備等事業 **VE 提案要領に関する質問**への回答を整理して記述してあります。
- ・回答は、現時点の考えを示したものであり、意見招請等により変更する可能性があります。最終的には、入札公告時に確定します。
- ・**VE 提案範囲に関する質問**は、基本的に質問者のみに回答していますが、一般的な事項については、この回答の中でお答えしています。

VE提案要領 Q&A

質問事項	回答
1 ライフサイクルコストの低減に資する等の大きな効果が得られると認められるVE提案であれば、建築面積・延べ床面積を変更することは可能なのでしょうか。	「3 VE提案の範囲」の「ただし書き」(ライフサイクルコストの縮減、建築物等の増大、サービス水準の向上に効果のあるものは、提案範囲に関する9項目基準を緩和)には、面積の変更も含まれます。ただし、基準(1)(機能等の著しい低下)に抵触する面積変更は、建築物の価値の増大と矛盾するため対象外です。また、当該変更は「14 その他(1)」に示した建築基準法特例許可の再取得を事業者が実施し、見込める必要があります。
2 「VE提案によって変更された設計内容及びその変更が及ぼす部分について、品質保証及び発生する費用負担など一切の責任は提案者が負うものとする。」とありますが、VE提案され採用された箇所で竣工後使用方法等、当初の設計条件が変更され不具合が生じたときの責任については、県と提案者間で協議の上決定すべきものと考えますが、いかがでしょうか。	リスク分担表の維持管理リスクに該当しますが、その中のどれに該当するかを協議の上、決定します。
3 VE提案は神奈川県PFI事業者選定委員会において、内容の適否について審査すると思いますが、どのような基準を持って審査されるのでしょうか。また、VE提案基準についても、公平性・透明性・客観性のある評価基準が提示されるのでしょうか。	VE提案の範囲については、VE提案要領3 VE提案の範囲で示した9項目の基準のとおりです。応募者から提出された提案は、その提案がVE提案の範囲に合致しているかどうかを神奈川県PFI事業者選定審査会において審査します。VE提案の内容については、事業提案審査の際にその他の項目とあわせて審査会において審査を行います。その際の落札者決定基準については、入札公告時にお示しします。
4 VE提案について、提案内容のヒアリング等の場で、審査会メンバーと応募者との間で、意見交換は可能ですか。	審査会が行うヒアリングは、提案内容に関する応募者からの説明及び審査会からの質問に対する回答を聴取することを目的としています。
5 「応募者から提出されたVE提案は、神奈川県PFI事業者選定審査会において、内容の適否について審査を行う」とありますが、具体的な審査基準は事前に公表されますか？	入札公告時にお示しします。

	質問事項	回答
6	様式3の書類及び図面について、後日資料及び図面のフォーマットをご指示下さい。	資料はA4版、図面はA1版とし、簡潔に表現して下さい。
7	提案事項の保護の項目の一般に使用されている状態とはどのような状態か具体的にご指示下さい。	著作権や特許権等の権利が生じない内容として使用されている状態をいいます。
8	平成10年10月に取得した許可の内容、その後の設計調整による変更の協議等、一連の経緯は、応募者に公開することは可能でしょうか。	許可の内容については、入札公告時にお示しします。なお、変更の協議等の内容については、実施設計に反映しています。
9	レストラン、ミュージアムショップについては、民間事業者にて全ての業務を委ねることから、施設内容及びこれらの施設へのアクセスについて、積極的な提案を求めるとあるが、『3 VE提案の範囲』内の提案とするのでしょうか、お聞かせ下さい。また、民間事業者が業務を行う駐車場についても、積極的な提案は可能なのでしょうか。バスベイの上屋を変更する場合は、京浜急行電鉄(株)との調整(了解を得る)が別途必要とありますが、京浜急行電鉄(株)のどのような部署とどのような内容を調整をすればよいのでしょうか、担当部署及び必要書類等を提示して下さい。	レストラン、ミュージアムショップについては、「VE提案要領14その他(2)」の提案にも「3 VE提案の範囲」は適用されますが、積極的な提案を求める主旨から「ただし書き」を活用した提案も想定しています。駐車場についても提案の対象とします。バスベイの上屋については、京浜急行電鉄(株)自動車本部営業管理部逗子営業所へ直接確認願います。
10	採用されたVE提案が建築基準法、行政指導等により、実施が不可能になった場合どのような取扱いとなるのでしょうか。	「12 VE提案が実施できない場合」に示すとおりです。
11	美術館開館日以外の駐車場の営業は、VE提案範囲と考えてよろしいでしょうか。県の考えをお教え頂きたく存じます。	美術館開館日以外の駐車場の営業については、VE提案の範囲としては対象外ですが、業務要求水準書Q&ANO.89をご覧ください。
12	県が想定されている葉山新館の想定利用者数と、鎌倉館(本館・別館)の利用者数を、以下の内訳でお教え頂きたく存じます。 ・季節別平日の利用者数(展覧会開催時は除く) ・季節別土日祝祭日の利用者数(展覧会開催時は除く) ・展覧会開催時の平日の利用者数 ・展覧会開催時の土日祝祭日の利用者数	展覧会開催時を除いた利用者数は存在しません。展覧会開催時の利用者数は、平成11年度の場合、平日が5.6千人、土日祝祭日が5.7千人です。
13	現在の鎌倉館(本館・別館)で実施している業務の範囲及び、実施体制(人数)を以下の内訳でお教え頂きたく存じます。 ・県の職員が直接実施している業務 ・外部委託している業務(具体的にどの業務を委託しているのか)	県が直接実施する業務は、「神奈川県立近代美術館の業務概要」の「県が直接実施する美術館業務」に記載したとおりです。現況の運営人員は、館長1名、副館長1名、管理課5名、学芸課9名、非常勤7名です。外部委託している業務については、入札公告時にお示しします。